

出席議員（20名）

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵美子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	18番	加 茂 力 男 君
19番	大 沼 喜 昭 君	20番	大 沼 惇 義 君
21番	加 茂 紀代子 君	22番	伊 藤 一 男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	小 泉 清 一 君
会 計 管 理 者	平 間 春 雄 君
総 務 課 長	村 上 正 広 君
企 画 財 政 課 長	加 藤 嘉 昭 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	小 林 功 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長	小 池 洋 一 君
地 域 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 松 雄 君

都市建設課長	佐藤輝夫	君
上下水道課長	大久保政一	君
槻木事務所長	平間信一	君
危機管理監	吾妻良信	君
公共工事管理監	松崎秀男	君
税収納対策監	加茂和弘	君
長寿社会対策監	水戸敏見	君
産業活性化専門監	加藤善憲	君
教育委員会部局		
教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	薊千代	君
生涯学習課長	笠松洋二	君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松 崎 守
主 幹	相 原 光 男
主 査	遠 藤 幸 恵

議 事 日 程 (第2号)

平成19年6月11日(月曜日) 午前10時 開 会

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

我 妻 弘 国

太 田 研 光

大 坂 三 男

杉 本 五 郎

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において9番佐藤輝雄君、10番我妻弘国君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（伊藤一男君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、当局には議長から質問の要旨を通知しておりますので、質問・答弁は簡潔、的確に行うよう要望します。

それでは、10番我妻弘国君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔10番 我妻弘国君 登壇〕

○10番（我妻弘国君） 10番我妻弘国です。

住宅政策を聞くをお伺いします。

現在、町には1954年に建設された土手内住宅6戸、1961年に建設された二本杉住宅20戸を初めとして、2003年に完成した北船岡1号棟59戸までの9カ所、総数513戸の町営住宅があります。

住民生活の基本条件の大事な部分は住宅であり、都市計画目標の最も重要と考えられるのも住宅であります。住宅は、生活の基本であるだけに町の住宅政策が大変重要であります。

町営住宅の建設を推進している町でも、住宅政策を考えるときに、高齢者対策・ノーマライ

ゼーション対策・世代間で異なるライフスタイルを考えなければならなくなっております。

ここ数年、町営住宅の入居申請があるたびに聞こえてくるのは、入居できるにはかなりの倍率で大変難しいとのこと。そこで、町は住宅政策をどのように考え、推進しているのかをお伺いいたします。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 我妻弘国議員の住宅政策を聞くについてお答えいたします。

議員もご承知のとおり、本町においては昭和30年代後半より、要望の高かった低廉な家賃で入居できる町営住宅の整備に取り組み、昭和47年までに 494戸の建設を行い、量的には充実が図られ、このことが現在の町勢発展に大きく寄与したことは否めない事実でございます。

昨今、少子高齢化が問題となり、国においてもさまざまな施策を講じておりますが、人口減少に歯どめがかかっていない現状であり、地方の公共団体は、町そのものの存続にも大きな影響を及ぼすことを懸念し、いかにして定住人口の増加を図るか競争する時代になってきていると思っております。

また、就労者の低賃金問題もあります。生活するためには拠点となる住宅が必要でございます。これらを解消するには、町がいかに快適な生活を保障し、住みよいと感じられる環境を提供するかが重要なポイントと思っております。

それらの対策の一環として、町は平成10年度に町営住宅整備の方針として「柴田町公営賃貸住宅総合再生計画」を策定し、計画に基づき二本杉町営住宅の建てかえ事業を進めております。

国は、住宅政策として平成18年度に本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会の到来を目前に控え、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するため、住生活基本法を制定し、その基本理念や基本的施策を具体化するため、住生活基本計画を策定いたしました。

計画目標の一つに低額所得者、被災者、高齢者、子供を育成する家庭等の居住の確保があり、施策として低額所得者等への公平かつ的確な公営住宅の供給や、公的住宅等と福祉施設を一体的に整備することがうたわれております。

町では、国の住生活基本計画との整合性を図りながら、「柴田町公共賃貸住宅総合再生計画」の見直しを行い、既存町営住宅入居者に対しても快適な住環境を提供してまいりたいと考えております。

次に、入居倍率についてですが、入居倍率の高い住宅は、北船岡町営住宅 1 号棟及び槻木駅前、船岡駅前、西船迫、山下町営住宅で、建築年度が比較的新しく、生活の利便性が高い住宅

で、平成18年度に入居倍率が19倍に達する住宅もありました。このことから、町営住宅の需要の多さは認識しております。

町は、今後も変化する社会情勢や入居希望者のニーズなどを的確に把握し、議会とも相談しながら住宅政策を決定してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 10番我妻弘国君、ありますか。許します。

○10番（我妻弘国君） それでは、順次、一問一答方式でご質問をしますので、よろしくお願ひします。

現在、町営住宅数が 513戸ということですが、3万 9,000人からの人口を抱える町として、今町長は量的には充実しているという答弁がありましたけれども、実際どのぐらいの戸数が本当に最適数なのか、それをお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） では、お答え申し上げたいと思います。

ご質問の適正戸数ということだと思うんですが、先ほど町長が答弁で申し上げましたとおり、再生計画の中では、総世帯数の約 5.2%から6%程度が公的住宅の必要戸数だろうという目標値並びに率を示してございます。

本町の場合、近隣の公営住宅の率を見ますと5%程度で、毎年なんですけど、多少の移動はございます。ただし、今後とも目標値といたしましては約5%から6%と、ちょっと1%差はございますが、その程度が公的住宅の適正戸数というふうにとらえております。ですから、1万 2,000世帯ということであれば725戸ということになろうかと思っております。ただし、町営住宅におきましては、当然公的な役割も置かれておりますが、県の方、県営住宅、柴田町には215戸ございますので、その分をプラスいたしますと、先ほどの513戸プラス215戸ということになりますので、今現在は間に合っているのかなというふうにはとらえております。

しかしながら、民間さんの方でかなり貸家、民営借家住宅結構ございますが、規模的なものを考えますと、国交省で目指しております就寝分離政策、当然常に行動している台所とか居間とか、そういう部分と寝室を分けなさいよという方針がございまして、それらを見ていきますと、現在の公的住宅もそうなんですけど、民間住宅においてもそういうふうな分離が図られているかという、なかなか難しい面もございまして、それらは質的向上に向けて整備する必要があるだろうというふうにご考慮しております。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） ただいま課長の答弁の中に、質的な向上となっています。先ほど町長の答弁でも入居を希望する住宅のハードルが高いのは、要は質的に高い、そういう住宅というふうな答弁があったんですけれども、そうすると、平成になってから建っている建物、そういうものは非常に倍率が高いと、そういうふうに感じていいんですか。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 今のご質問のとおりでございます。やはり直近の町営住宅の入居と申し込み状況をお話しさせていただきますと、北船岡は政策空き家で今入居はさせてあげませんので、並松、神山前等の昭和40年代の住宅の申し込み状況を見ますと、高くて2倍程度、ほとんどは競争率がないということで、1戸募集するとお一人しか申し込んでいないという状況になってございます。ただし、今ご質問にあったように、比較的新しい西船迫町営等、昭和55年ころの住宅なんですけど、それ以降につきましては、2LDK、3DKタイプの住宅をこちらで建設いたしましたものですから、やはり倍率的には10倍以上ということになってございます。昨年実績で大体20倍程度の申し込み実績もあるということでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） そうすると、並松とか神山前とか、今言われましたけれども、家賃、使用料が安いところを希望している人の割合というのは全体の申し込みの、例えば100人あるとすればどのぐらいの割合で安いところを希望されている。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） やはり申し込みしている状況、先ほどご答弁申し上げましたが、古い住宅等につきましては、並松住宅が2Kタイプでございます。それで、家賃についてはかなり安く設定してあるというよりは、年代が古いものですから6,000円程度から8,000円というふうになってございます。神山前については1万500円から1万1,000円程度なんですけど、やはり並松につきましては、トイレがくみ取りというふうになってございます。神山前は今は下水管につないでおりますが、やはり2Kタイプでかなり狭い住宅でございます。ですから、2Kタイプなんですけど、実際的にはトイレ、浴室、台所、居間兼用の部屋が一つと寝室が一つということになってございますので、家賃で申し込んでくる方と、現実的に部屋の間取りによって入られる方とまちまちでございます。ただし、やはりいろいろな保護を受けている方々とかにつきましては、公的な支援を受けているということもございまして、主に神山前とか並松に

つきましては、やはり低家賃の方についてはそういう方々が大分申し込みされているという状況でございます。

ただし、ある程度所得がある方、保護を受けないで、支援を受けないである程度の所得がある方につきましては、やはり新しい住宅を好んで申し込みされているという状況でございますので、倍率というと大体 100人に対して1%、2%ぐらいは古い住宅に住んでもいいです、ただし家賃が低くてお一人住まいとか2人世帯とか、そういう方については申し込みされているようですが、やはり家族数が3人とかになってしまいますと、先ほど申し上げたように、ある程度寝室が分かれている間取りを好むということもございますので、それらについてやはり倍率が高いということでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 家族数の多いところ、例えば神山前なんかのアパートには、1家族で二つの部屋を借りられている、そういう家族もいらっしゃるようですが、全体的にそういうふうなところは何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 神山前ということで特定させていただきますと、前はですね、議員おわかりのとおり、引揚者住宅が太子堂、山崎周辺にございました。その住戸改善政策の中で、やはり引揚者の方々の生活環境の整備ということもございまして、神山前町営住宅が建設されたということもございますので、当時は国交省の補助事業ではなくて、厚生省の補助で建てた住宅でございます。当時、引揚者住宅、タイプの私には私うる覚えなんです、間仕切りのない大きな部屋に五、六人の家族の方がお住みになっていたというのが実態だったというふうには認識しております。そういう方々が優先的に入居されたということで、当時はお子さんたちがかなり小さかったということもございまして、1部屋でお借ししたんですが、現実的にと申しますか、年数経過に伴って中学生、高校生ぐらいになってきますと、どうしても2部屋では足りないということで、向かい側の空いた場合については対応してきたという経緯がございます。私が今現在ちょっとつかんでいる実数、はっきりはこの戸数だと申し上げられないんですが、お1人出ましたので、今のところ1戸かなと、1世帯だけかなというふうにとらえております。

以上です。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 次に、二本杉住宅について伺います。

1961年20戸、62年に24戸、63年16戸、64年60戸、65年52戸、66年12戸、合計 184戸建設されております。古いもので建設後46年、新しいものでも41年経過しております。木造住宅の耐用年数を大幅に経過しているところであります。現在、二本杉町営住宅建替事業計画を継続していますが、当初、団地全体としていた計画が東、西の2工区に分割したようですが、どのような内容なのでしょう。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 当初の計画におきましては、資料はあるんですが、昭和11年3月に策定されました総合再生計画ということで、工区がきております。流れ的には、今議員おっしゃったとおり、かなりの年数経過しているということで、今現在、木造の耐用年数は20年、それで簡耐平屋が35年、RCが70年というふうな設定をしております。ですから、木造は当に経過はしております、木造住宅におきましては、二本杉分、払い下げ譲渡を行っております。今残っておりますのは、簡易耐火平屋建て並びに2階建て住宅が残っておりますので、年数的にはもう過ぎていると。耐用年数が既に経過しております。その中で、この議員さんたちはこれをごらんになっている方がいらっしゃると思うんですが、大変配付してない状況にあるかと思いますが、できれば中身あとお知らせしてまいりたいというふうに思います。

その中で、平成に入ってからなんですが、平成12年ぐらいに全体計画の方の建設大臣承認をいただいております。それにつきましては、当初計画段階におきまして、二本杉 300戸だけの建てかえだけではなくて、並松、神山前も含めた総合的な住宅政策をつくらないとまずいだろうという考えもございまして、当時 300戸プラスアルファということで 336戸の建設計画をつくりました。それに基づきながら、現在二本杉の建てかえを進めているわけですが、かなり近年町が厳しい状況になってきておりまして、当初計画段階では、既に2棟の高層住宅が建設済みというふうな運びになっているはずでございまして、北船岡1号棟建設後になかなか本体分の工事に着手することが難しい状況になってきたということがございまして、昨年、議員の皆さんにもお知らせしたとは思いますが、建てかえ事業分の将来的な構想にかかわる計画について、いろいろなご意見をいただきました。

なお、当時の建設大臣の承認も受けているということもございまして、国の方並びに県の方と今後の計画を示したところ、なかなか10年、20年、30年後の住宅施策というのは、絵にかいた餅と同じで見えないだろうという話もされました。その中で、10年程度の計画であれば将来の町の計画として採択することは可能なんですか、それ以降のものについては難しいだろうと

いう話を承りまして、昨年、単独ではございますが 200万円の予算を措置させていただきまして、国並びに県のご指導を仰ぎながら、二本杉につきましては、全体 300戸の建てかえ計画を、議員がおっしゃった東、西のブロックに分けて重点建てかえのエリアと、今後、これは当然町サイドということで、執行側だけではなくて、議員の皆さんのご意見も聞かせていただきながら、住宅のあり方も議論していただければというふうに考えております。

分けた理由につきましては、やはり20年、30年後のものについてはなかなか難しいという話がございます、平成30年までの東ブロック側のエリアについての計画見直しをさせていただきました。今現在、皆さんご存じだとは思いますが、前の羽山児童館周辺から東側の分につきましては東側ブロック、羽山児童館から西側に向けてについては西ブロックというような位置づけをいたしまして、平成30年までに整備する部分については東側ブロックということで、変更の承認も、今回国の方からいただいたということでございます。極力10年単位ぐらいの、本来であれば国の方では5年単位の成果を求めているんですが、なかなかその間に数十戸の住宅を建設するというのは難しい面もございますので、国並びに県の方にご相談申し上げて10カ年の整備計画の中の重点地域というふうな位置づけをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） ということは、当面では財政上かなり難しいということで、東と西に分けてやっていく。平成30年ころまで検討したということなんですけれども、その際、国と入居者と県と、それから議会と相談すると、そういうことでよろしいですか。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 平成30年度までについては、今回変更申請ということで国の方にお示ししたものですから、できる限りそのスケジュールに沿って、計画に沿って進めていきたいというふうには考えております。ただし、西ブロックにつきましては、当然今後平成30年ですから、もう10年以上の年月があります。それを計算しますと、ほとんどの住宅が耐用年数を過ぎてしまうということで、国の方から指導されるとすると、もう廃止でしょうと。これは住宅的にはもう役目が終わった住宅というふうな位置づけをされるということになります。そうなりますと、当然それらの政策空き家はやっているんですが、将来ともに建物自体は残りますから、それらの取り扱いをどうするかですね。ということは、国の補助が得られなければ単独で解体する、建設も単独ですということになるかと思っております。その際につきましては、当然現在入居している方々も含めながら、議会の方にも今後の予算的な問題等ともございます

ので、お示ししながら、町に有利な方法等もご指導いただきながら、今後どういうふうにするか、位置づけを決定してまいりたいというふうを考えております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） ただいまご答弁いただいて、そのとおりしていただければと思います。

今、新聞紙上では、中国がすばらしい勢いで資源の争奪をやっている、グローバル的に。アフリカからブラジルからオーストラリアから。そうすると、どんどん、どんどん建設資材が値上がりする。これおくらせていきますと、どんどんまたコストが高くなります。高くなったときに使用料がまた高くなると思うんです。そういうときの使用料の算定基準というのはどういうふうにしてやっていくんですかお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 今のご質問なんですが、以前の法改正前でございますが、その当時、昭和の年代並びに平成の初めのころなんですが、そのときにつきましては、建設コストがございまして、そのコストから国の補助金をマイナスをして残ったお金、ということは、当然町が債務者となって措置するお金、その分について耐用年数に基づいていろいろな係数を掛けまして、建設コストに基づいた家賃の算定をしたわけです。それが従前の家賃の算定の基礎でございましたが、今現在は、近傍家賃ということで、所得階層によって家賃額が決定しております。近傍家賃ですから、当然例えば二本杉の今の北船岡住宅の1LDKタイプの大きさの住宅を、民間さんの場合提供したとき幾らするんだらうということで、その家賃額をおおむね決定するわけです。それに基づいて、逆に公的住宅でございますので、その20%から25%程度が公営住宅入居者の家賃としての支払いの限度設定がそういうふうな形にされております。ということは、コストの問題ではなくて、近傍家賃、民間さんの住宅の家賃設定額によって公営住宅の家賃も変化していくということでございますので、ある程度コストが上がっても政策的には周辺の住宅の方が上がらなければ同じ設定になろうかというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） これは後でまた質問したいと思いますが、景観を考えるときに、高層住宅が必要なのかどうかを考えるとき、また住宅地の居住環境の向上、住宅地の風景の形成のための住宅地景観基本条例というものを検討していかないと、これは難しいんじゃないかと。前の第1号棟の高層住宅を建設するときにも同僚議員が景観上うまくないんじゃないかと、そういうことを発言しておりますけれども、槻木の駅前にもあります。ここに1号建っているわけですが、そういうことも踏まえて、今度どんどん、どんどんそういうものが建

っていくとなると、なかなか近代的な町だなというふうに見られることもあるでしょうけれども、ひとつ条例でこういうことを検討してはどうかという、検討も必要ではないかということなのですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 実はおっしゃることはよく理解できます。町長も常に申し上げていることは、やはり柴田町のこの自然を生かしたものをいかに残していくかということを考えているようでございます。ただ、高層住宅ありきということではなくて、今回、北船岡の建てかえに向けての計画策定段階におきましても、やはり入居されている方々が、以前は所得がかなり低い方がお住みになっていたということもございまして、車両関係、自家用車等についてはないということで、所有している方はないだろうという想定のもとに昭和40年代建設したわけです。現実的にどうなんだろうということを、実際町の町営住宅の入居者の団地の周辺をこちらで見えますと、確かに所有台数結構あるようでございます。約6割、7割の方が自家用車を所有しているということもございまして、二本杉の建てかえにおきましては、まず戸当たり1個の駐車場専用スペースをつくるべきがやはり時代にマッチした政策だろうということで、まずは駐車場を1戸当たり1駐車場というふうな位置づけを最初させていただきました。

そのほかに、二本杉は4メートル道路で仕切られた団地構成、棟がそういうふうな4メートルに接続した住棟が結構配置されてございましたので、やはり住環境の整備も図っていかねばならないだろうということから、現在の再生計画の中では幹線道路も含めながら整備しましょうということで、車両と歩行者とある程度幅員の大きい道路の整備も考えてございます。あわせて公園、中央に大きな公園を整備しまして、でき得るかぎり住みやすい環境提供をしていきたいと思いますので、計画は策定されております。

今後においても当然道路並びに緑の憩いの場ということになれば、やはり周辺で大きな公園用地、河川にはあるんですが、団地内には今仮設の、仮の公園はあるんですが、やはり中央周辺にある程度民間の住宅と公的役割の住宅とそれを一体化したような公園整備を図っていくというふうな位置づけを考えて策定しております。景観は当然大事でございますので、それらも踏まえながら、今回策定いたしました。確かに高層住宅、今の計画では10階建て1戸、あと前に示したんですが、本当は2戸だったんですが、8階建てに変更させていただきましたので、8階建て1棟、そのほかに7階建て1棟、そのほかに3ないし4階建て2棟を西側には計画しております。全体的に景観条例、あわせた景観条例を考えていくとなりますと、部分ではなくて、やはりその地域、地域にいろいろな風景、風情等々ございますので、それにマッチしたよ

うな基本の条例制定が必要かと思われま。

基本条例、いろいろなところのものを見てみますと、景観条例で特に言われているのが看板関係の規制をしましょうやとか、あと色合いの規制をしましょうやとか、それから既存の街並みの保存をしましょうというふうな条例等もございます。ですから、その地域、地域によって大分その特性を生かした条例づくりということになりますので、それらについても当然皆様のご意見を聞きながら、必要であればやはり今後つくるように策定に向けて少しは勉強してまいりたいというふうには考えております。できるだけ住みやすい町をつくるためには景観が大事でございますので、それらも踏まえながら検討させていただければというふうには考えております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 本当に一生懸命検討してほしいなと思いますけれども、たまたま今出ました看板とか色合いとか、実はうちのこの役場からすぐ見えるところに建物が、下が今1階飲食店になっているんですけども、かなりどぎついピンク色の建物だったですね。あれが出たときには、いや、何だこれはおかしい建物ができたとみんな嫌な顔で見えておりました。あの後どうなったんだか。同僚議員が質問しておりました。どうもああいうのはおかしいのではないか。風俗店みたいな建物に見える、ああいうのは規制しないのか、そういうふうに質問をしていたことがありますが、その後町の動きはなかったんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 特定することはできます。私も庁舎の方から望むことができますので見ていますが、町の規制の中ではなかなか色の制限をするということが難しい状況でございます。先ほどご質問あったように、やはり景観的な条例を制定した上でそのものを規制するしかないだろうというふうには考えております。いろいろな例もございますが、仙台市の場合ですと、駅前にかなりカラフルなビルが建って景観条例に基づいて勧告をして色を直したということがございますので、県の方でも方針を策定してございますので、その指針に基づいて、本町が取り組むことになればどのようなことを考慮した上で制定すればいいのか、その辺勉強してまいりたいというふうには考えております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 先ほど二本杉住宅の全体の説明の中であった町営住宅のときには車の所有が考えられない時代があったと、しかし今こういうふうになって大体6割から7割の方が所有していらっしゃる。では、その駐車場がないのに町では町営住宅に入っている方の車庫証明

というのはどういうふうになっているんですか。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 比較的新しい住宅、西船迫から昭和五十四、五年からの建設分については、当時から駐車場の整備についても国の方である程度認めていたということがございまして、昭和五十四、五年以降の住宅については戸当たり1駐車場はつけてございます。それについては確保されているということで、以前までは車庫証明を出しておりました。ただ、今年から議会の方で議決いただきました町営住宅の駐車場条例に基づいて1台当たり3,000円ということになっていただきますが、その昭和54年以前の建物につきましては、先ほど申し上げたとおり、車両等の保有はないという前提につくったという経緯がございますので、その方々、現実的には車両を持ってございます。どのような方法で購入して保管しているのかというふうなことをこちらで聞き取りしたところ、実家で購入して実家の方を駐車の指定場所というふうにやられている方もいらっしゃるようです。中には民営の駐車場を借りて車庫証明をもらっているという方もいらっしゃるようでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 高層住宅とか、今のマンションみたいな作りが町でも流れになっていると思いますが、現在の建築技術を考えると木造でも40年から50年もつのではないか、こういうふうに考えております。高層建築にこだわらなくてもいいんじゃないだろうか、そう思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 確かに今は技術的な進歩もございまして、ただ単に住むだけで二、三十年単位で大分今までは建てかえていた例がございます。やはり一番大事なのは水回りとか、そういう設備関係のものに手当てをしていけば、当然建物もある程度長期にわたって生かすことができるということもございまして、それらのことを考えていけば、対策を考えていけば40年、50年のもつのかなというふうには思っております。ただし、北船岡の先ほどご説明申し上げました東側ブロックにつきましては、今現在、建てかえに伴う戻り入居ということ、戻り入居といいますと、現在住んでいらっしゃる方がまだいらっしゃいますので、その方を入れる、入っていただく住宅を整備しないとイケません。そのためには、最低東側ブロックにつきましては、戸数を建設していきませんと、東側ブロックに現在お住みになっている方の仮住まいも提供することができないということになりますので、東ブロックにつきましては

は、こちらで変更計画をつくった中で進めさせていただければというふうには考えております。ただし、西側ブロックにつきましては、エリアの年数的な、法的年数も経過するというところでございますので、その後の活用計画なども踏まえて木造でつくって公的住宅の役割を持たせた

らいいのか、もしくは転売がいいのか、その辺もご相談申し上げたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 例えば柴田町には町有林がありますね。そろそろもう使えるような段階になってきておりますが、その町有林の材木を使ったりするような住宅づくり、それから地元の工務店を積極的に活用するようなことはできないのかどうか。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 今現在も地場産を使った住宅については補助制度ございます。それで、県の方でその補助制度を持っているんですが、あくまで地場産ということの定義づけがございます。やはり外材なんかを使いますと、当然その分はカウントになりませんので、地場産業の育成を踏まえながらそういうふうな住宅を建設を行ってくださいというふうな指導とございますか、補助もございますので、それらについては当然対象になるかなと思うんですが、将来にわたって、じゃあ、どうしていきますかとなると、今現在木造の町営住宅とございますか、公益的な住宅の耐用年数が20年になっているんですね、今現在も。ですから、その分のグレードを上げながら、当然町の方で、先ほど議員がお示しになりました40年、50年の住宅建設ということになりますと、ある程度専用のダクトをつくるとか、スペースを設けるとか、そういう水回りについてはそうなんですが、そういうふうに維持管理上将来にわたってお金がかからないようなつくりをしていきますと、どうしても割高になってくるのかなというふうには思います。

当然水回りについては、今はユニットバスとか、あれらについては分かれているんですが、その他の給排関係については、やはりよくやられているのが縦管でつないでしまったり、横管でつないでしまうと、家の中を縦横に走っているような排水設備並びに給水設備がありますので、それらの処理の方法等を踏まえていくと、国交省の方で示している基準単価を当然超すだろうというふうに予想されます。それを見ながら、将来的に維持管理ができるということの担保があれば、当然四、五十年管理した方が町で手出し部分を見ても改修は可能というふうになろうかと思っておりますので、現実的に技術が大分向上していますので、設計段階、計画段階の方から、やはり常任委員会やら議員の皆さんに相談しながら、こういうコストになりますよと

いうものを示しながら、木造住宅建設に向けては検討できるというふうには思っております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 今の答弁で耐用年数20年と、ちょっと考えられないね。うちの都市計画課の技術でも20年はできるでしょう。今民間業者というのは大体35年からもう40年さらに考えておりますよ。そして、コストが違うのはみんな設備なんです。建設の木材とかそういうものはほとんどどこでも同じみたいです。違うのは水回りの設備とか、設備関係だけで異なるようです。要するに坪25万円ぐらいからあるわけです。片っぱ50万円も、あるいは60万円もある、これは設備が違う、そういうふうはこの間ハウス展示場に行って聞いてきました。そういうことです。

東側地区、西側地区と分けてありますけれども、私の考えですけれども、東側はどんどん進めていただいて、西側の方は思い切って売り払って新しい住宅の建設資金にしてはどうでしょうか、町長。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 今、計画変更で東側と西側と分けまして、東側は国の支援を受けながら随時建てかえていくわけですが、これも柴田町の財政状況等を考えながら30年ということの中なんです、これも当然資金との関係があります。ただ、西側がもし、西側の人たちがすべて東側の住宅が建設されたところに移って、そちらの方がもしすべて空き家ということになれば、これはさっき言ったように取り壊すお金も町のお金を使わなければならないということですから、取り壊すお金と土地を売却するお金の差額がもし柴田町に入るとすれば、将来は可能性があるのかなというふうに思います。ただし、西には今多くの方々が住んでいらっしゃいますので、その方が100歳まで生きるとすると、あと30年ぐらいかかるのではないかなというふうに思っております。あそこに住んでいる限りなかなか移転先が見つからない限り売るということは現実的ではないのかなというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） それはまた後で提案したいと思っておりますけれども、3月定例議会で私の一般競争入札の質問に、町の一般競争を進めるに当たり、町長は地域要件を大事にしたい、そういう町長の答弁がありました。国の方針から一般競争入札の導入拡大の動きはなお一層広まってくるのではないかと、そういうふうに言われております。

4月23日の町の代表監査委員であります斎藤勝郎氏、監査結果報告では、平成17年に比べ平成18年の指名競争入札では高い落札率での落札件数がふえている。入札制度改革にかかわる試

行結果を踏まえ、競争性を高めるよう指摘されております。

聞くところによりますと、町ではことしから 2,500万円から、来年度は 1,000万円からの一般競争入札の導入予定を検討していると、これは本当なんですか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 一般論でちょっと私がお話しさせていただいて、あとは副町長に答弁をさせます。

実はこの一般競争入札という問題につきまして、2市7町で、

○議長（伊藤一男君） 町長、ちょっと。一般質問から超えているようなんですが、（「いや、超えてはいないと思います。私は町営住宅の建設にかかわることだけに、次がありますからどうぞ」の声あり）

○議長（伊藤一男君） 町長、答弁をお願いします。

○町長（滝口 茂君） 町営住宅の入札だけに限りますと、私の答弁よりは副町長の方がいいのかなというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 副町長。

○副町長（小泉清一君） 今の監査意見書を踏まえての質問ということなんですか、私も今ちょっと戸惑っているんですが、町営住宅に関連しますと、例えば町営住宅改修、改修といいますか、悪い部分を直したりなんだりしているのが実態でございます。ですから、工事的には今のところ直近のお話を申し上げますと、北船岡1号棟を建てたときのことなのかなと、このように思っています。しかしながら、先ほどちょっとお話し申されましたように、今一般競争入札の件になりますと、自治法の改正がございまして 1,000万円以上は一般競争入札をしなさいという話になっております。これも条件つきでございまして、とりあえず県の段階、それからあるいは仙台市等の政令指定都市にしなさいというようなことが実はございます。それに向かって全国の、いわゆる市町村、各自治体も早目に一般競争入札にしようということで、導入を検討しているところではないかなと、このように思っております。

柴田町もいち早くそういった形になるように今後検討させていただくということにしています。しかしながら、やはりそういった世の流れでございまして、平成19年度、これにつきましては 2,500万円以上を一般競争入札にしようということで、今取り組みをさせていただいているところでございます。という考えは 1,000万円以上にするにはいろいろ問題があるんじゃないかということで、段階的にやっぺいこうということになりまして 2,500万円ということにさせていただいているところでございます。いずれ近隣市町でもそういったことで 1,000万円

ということになるかと思いますので、どちらかという柴田町、ご案内のとおり入札に関しては先駆的な取り組みをさせていただいておりますので、それに向かって私どもも前向きに検討してまいりたいと、このように思っています。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 実は今の質問は1号棟の高層住宅の建設のときに、技術的な問題から町内の建設業者と大手ゼネコンとのJ Vの工事をしましたということですね。2号棟を建設するときも1号棟と同じような手法を使うんですか。

○議長（伊藤一男君） 副町長。

○副町長（小泉清一君） お答えを申し上げます。

1号棟建設のときはJ Vを確かに組ませていただいております。今の仙台市あたりも見てみますと、1億円以上といたしますか、10億円以上の工事につきましては大体J Vを組んで施工をしておるようでございます。2号棟はどうするのかということでございますが、実は今一般競争入札をするにしても何するにしても、その時々によりまして、いわゆる会議を広く起こしましてどういった方法で施工した方が一番可能かということで、検討させていただいているのが実態でございます。ですから、先ほどから言っておりますように、周辺の事情のこと、それから先ほど議員さんもおっしゃっておりますように地域要件のこと、いろいろあるかと思えます。2号棟建設の折は、そういったもろもろのことを検討させていただいて、J Vになるか、地域要件を付しながらJ Vになるか、それとも極端なことを言うと、一般競争入札はいろいろ要件を設けないでやるのかということが決定されるのではないかなど、こう思っております。その時点で決定していきたいと思えます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） それでは、北船岡1号棟のことについてお伺いします。

平成15年12月に完成し、現在59世帯が入居しております。先住権を認められて入居しているわけですが、早くも滞納されていると聞いていますが、滞納者数と金額をお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） お答えいたします。

平成17年度、過年度分でございます。9件ございまして、10万 1,800円でございます。平成18年度分が30件ございまして50万 400円、計60万 2,200円ということになっております。長期的に悪質ということで私の方まだとらえてないんですが、今分納で2カ月に1回とか、あと毎月2カ月分を支払っているとか、そういうことで、現在滞納者の方については早目に滞納が解

消できるように指導しながら協力していただいているという状況でございます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 先ほど課長の答弁では、近傍の住宅家賃を参考にしているという答弁がありました。一般町民からすると、新築の高級マンションに入っているというふうにとらえられている。滞納は納得がいけないとの声があります。総工費11億円です、町の持ち出し。それで家賃収入 1,300万円、町の過剰なサービスになっているんじゃないかという声がありますが、どうでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 今、議員がおっしゃったとおり、今回、北船岡町営住宅につきましては約11億円の総工事費をかけまして、実質的には国の方から2分の1の補助金をいただいております。残の約6億円については、当然一般町税並びに借金等をしながら、今現在も償還している実情でございます。ご指摘のマンション的なもので滞納については許せないというふうなお話しなんです、確かに一般の方から見ると、あれだけの高層住宅の中で1部屋狭いところでも60平米ございますので、それから比較いたしますと、民間の借家と比べると2分の1とか、5分の2ぐらいの家賃設定になってございますので、やはり差別感というものがあろうかというふうには思います。

ただ、町営住宅そのものにつきましては、今現在は戻り入居ということで、建てかえるための優先入居という政策をとりながらやっておりますので、当然本来の姿であれば所得が上がれば当然今入っている方々につきましても退去命令をこちらで通知することも可能でございます。というのは、一定所得以上になった場合については公的住宅から出ていってくださいというふうな規定もございますので、本来であれば、昔のように高度成長時代であれば10年程度たつとそれなりのペナルティーがございまして、2割とか5割ぐらいの割増料もいただいているというふうなこともございます。

ですから、本来の姿といいますと、やはりある一定期間で入れかえされるようなものが公的住宅の役割だろうというふうにはとらえておるんですが、柴田町の場合なんです、10年、20年とお住みになっている方も中にはいらっしゃいます。ただ、政策的に、じゃあ、所得の安い方々どうするんだとなりますと、住める場所の提供というのは町の施策、国の施策、県の施策の中でも当然位置づけはしてございますので、それらの制度の充実を図っていくということで、今後ある一定の戸数を確保しながら提供してまいるとというのが施策だというふうに私は考えておりますが、やはり悪質な滞納等々があった場合については、一般の町民の皆さんが不公

平感が発生しないように、やはり前回の議会の中でもご説明申し上げましたが、法的手段も辞さないということで、悪質な方については訴訟まで考えているということで、できる限り適正入居に努めてまいりたいということを考えております。

ですから、提供する分につきましては、確かに民間さんのマンション建設等々と比較しますと割高感があるのかなというふうな感じはしますが、やはり公営住宅の質的な、構造的な基準等々を考えていきますと、一定規模以上の耐震性の持つ住宅建設というのは当然義務的なものでございますので、それらも踏まえていって、単価といたしますか、コスト的には一般市場から見るとある程度2割ぐらいアップになっているのかなというふうには感じてはおります。今後とも低コスト、コストが上がらないように、いろいろなものが出ておりますので、建築資材等々、それらのちょっと調査等をしながらできるだけコストに反映しないように低廉な住宅建設に心がけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 公的な建築には非常に丁寧さを要求されている。そのようになればいいなど。過去の建物にはそういうのは余りないですね。後でちょっとこれについて安全・安心ということについてもちょっと質問させていただきます。

町営住宅全体、滞納者が100世帯、減免者12世帯、そして滞納金額が3,000万円とありますが、事実ですか。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 今現在、滞納者100世帯ほどございます。滞納額につきましても平成18年度分が決定いたしましたので、それを入れると3,000万円程度になってございます。

以上です。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 入居時に連帯保証人2人を立てることになっております。滞納があったときには連帯保証人に請求することができるはずですが、100世帯の連帯保証人200人全員に請求しておりますか、使用料。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 今のご質問なんですけど、当然債権者というのとらえ方していますので、連帯保証人ということの位置づけがされているものですから、一番最初は当然現入居者に対して再三催告申し上げているところでございます。それがやはり一定月数以上、ですから3カ月以上何の理由もなく滞納した方々につきましては、当然こちらの方から督促状を発送す

るとともに、連帯保証人の方につきましても連絡はとっております。ただ、連帯保証人の方にお話ししますと、当然保証人さんの方から入居者の方に連絡がまわりまして、最終的には分納でどうにか詰めてまいりたいというふうなお話もございまして、それらの納入方法については、こちらでも一応認めておるといふことございまして、悪質なものについては、先ほど申し上げたんですが、やはり連帯保証人もなかなか取れない状況にあるといふのも中にはございまして、やはり最終的には訴訟までといふことにならざるを得ないのかなといふふうを考えております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） その連帯保証人なんですけれども、町長は、連帯保証人の弁済能力に影響ある事項に変更があったとき、連帯保証人が亡くなったときには連帯保証人の交代を請求することができる、そのように町営住宅条例に書いてあります。そのように実際しているんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 連帯保証人、以前は入居されてからかなりの変更がない限りそのままの状況が大分続きました。昭和60年代だったと思うんですが、六十二、三年ころだと思うんですが、やはり同じように議会の方で連帯保証人のあり方についてご質問等がございまして、再度見直しといふことで、入居者の皆さんに対して現在の保証関係の状況等も踏まえながら、再度の届け出をお願いしています。今のご質問の中で、現実的に死亡とか、あと債務能力があるかどうか、それらにつきましては、死亡関係につきましてはこちらからお話をしながら、本人の届け出もある場合もあります、極力出してくれといふことで、事実関係がはっきりした時点ではこちらから入居者に対して申し入れしているという状況でございまして。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 3,000万円の滞納があるといふことなんですけれども、その原因といふのを分析されているんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 3,000万円の現実的に、住宅的に言えば古い住宅が戸数もあるといふことで、その部分の滞納額が毎年同額ぐらいで推移しているといふことございまして。実際その入居されている方々の状況等を見ますと、やはり数10年入居されていまして、現実的には年金生活者の方が結構多うございまして。それと高齢世帯の方も大分いらっしゃいます。いわゆる公的年金をいただきながら、途中でやはり仕事がなくなって、解雇されてしまって一定

期間所得がない状況が続いたために残ってしまったという方と、あとは入院によって所得が減ってしまったという方も結構いらっしゃいます。ですから、主には、今現在所得はあるんですが、公的な国民年金の場合については、世帯当たりもう食べていくのがいっぱい、いっぱいだという方々もいらっしゃいますので、現実的に今後その分について支払い可能かという、難しい面もあろうかと思えます。ただ、中には切り詰めながらも少しずつでも納付していきますという方もいらっしゃるようでございますので、現在入居している状況からいうと、今現在欠損処分するのはできませんので、やはり状況を見ながらケース・バイ・ケースで対応をせざるを得ないだろうというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 減免者になるのか欠損処分にするか、これはもう少しきちっと相手とお話し合いをしていかないと、いつもいつも欠損処分で大きな数字が出てくるのでは、これは問題だと思います。もう一度検討していただきたいなと思います。

先ほど再三の催告をやっていると、公営住宅法に入居者が家賃を3カ月以上滞納した場合は明け渡しを請求できると明確な規定があります。うちら方ではそういう滞納者はいないんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） お答えします。

現実的には3カ月以上滞納者は結構な数がございます。ただ、明け渡し請求をした状態でですね、すぐに、じゃあ本人の了解とれるかということになりますと、なかなか移転先の方を本人が自分で見つけるという期間も必要等になってきます。法的には、公営住宅法では3カ月とこの規定はあるんですが、最終的に執行する場合については、請求はするものの本人の一応理解がないと明け渡しにはなってございません。その場合につきましては、当然法的なことで明け渡し請求を行うのは公営住宅法なんですけど、やはり住んでいる居住権ということで、住んでいる方からそれらについて主張されますと、それは何か民法の方に移ってまいること、それ以降6カ月を経過しないと難しいということの判例もございますので、それらについては、今後法的な手段を講じるとともに、その明け渡し請求についてもやはり悪質なものについては、その辺まで深く中に入っていきながら請求してまいりたいというふうに考えております。ただ、民法上の問題がございまして、それらを見ると、約9カ月から1年かかるということもご理解願いたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） これ、住宅使用料ではないんですけれども、川崎町で税の滞納回収に税務署の退職税務署職員を週2日ぐらい対応していると。問題は、うちら方の職員さんでもこういう例えば請求を出すとか、いろいろな訴訟問題になったときにどう対応するかというバックアップがないとできないと。私のところ訴えられたらどうしようと、そういう心配があるんじゃないかと。やはり専門職を例えば税務署職員さん、そういう方、専門家がいらっしゃれば心配ないんじゃないかと。そういう人を採用してもいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 税の問題と使用料の問題はやっぱり分けて考えないといけないんじゃないかなというふうに思っております。柴田町には職員は滞納処分というのはなかなかないですね、預金の差し押さえ等、それはノウハウを蓄積しつつあるんですが、なかなかそれはできませんので、今仙南広域の方に悪質なものについてはお願いして、そちらの専門的なもので今バックアップをさせていただいているということでございます。これについては、今までですと役場だとなかなか甘く見られた面があるんですが、仙南広域から来るとなると、その効果が徐々に出ているのではないかなというふうに思っております。ただ、税の職員と、先ほど言った民法の関係の法律関係、これは全く別な問題でございますので、そういう方々が専門的にいらっしゃるのかどうか、その方を雇って果たして効果があるのかというのはこれからの研究材料として考えていかなければならない。職員の方でやはり最低限の民法の明け渡し請求の一連の手続、これができるような組織体制、能力、これはやっぱり身につけていかなければならないと、そのための専門家、弁護士さん、そういうところのネットワーク、そういうことも構築して行って、明け渡し請求というものをやっぱりやっていかないと、言葉は悪いんですが、甘くみられてはいけないというふうに思っております。ですから、これからは特に新しい住宅、先ほど議員からもご指摘ありました新しい住宅がゆえに町民の不満が高まっているので、それについては古い住宅と分けて厳正に明け渡し請求まずはやってみるということにしていきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 北船岡の高層住宅を建てるときに、二本杉住宅には高齢者が非常に多いということで、高齢者対応の説明がありました。今現在どのような対応をしているのかどうか。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 確かに二本杉町営住宅、古い年度に建設した住宅でございます

ので、高齢者の方が大分いらっしゃいます。その際に北船岡1号棟建設時におきましては、国交省の方の一つの基準がございまして、やはり障害者の方も住めるような住宅、あと住む方に優しい住宅ということで、一応バリアフリー的な要素も踏まえてございます。ですから、本来であればユニバーサルデザイン的な幼児から高齢者まで住めるような住宅建設が一番望ましいんですが、やはりかなりその分のコストの交渉にもつながるといことがございますので、北船岡1号棟につきましては、エレベーターを設置したと、高層ですから当然なんです、そのほかに段差をなくしたとか、それらについての配慮はしておるといことでございます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 常盤園の多機能型地域ケアホームふなおかが北船岡にありますね。通所介護で15名、短期入居生活介護20名を受け入れることができますが、災害時に高齢者、障害者などの避難施設として使えるように話し合いがされているのかどうか。そして契約されているのかどうかをお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 私の方から避難施設としての話し合いということでお答え申し上げたいと思います。

実際、町営住宅でございますので、常に空きスペース等々はない状況でございます。そのために、避難施設というふうな位置づけは特に考えてございませんで、隣接する、今ケアホーム関係の施設の方との協議調整等も実際はなされておらない状況でございます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） やっぱりこれはちょっと問題だと思いますよ。やはり24時間体制で施設は動いているわけですから、いろいろな今常盤園の施設というのは、皆さんでやっぱりお願いして、こういうことはしておく必要があるんじゃないかと思います。後ほど施設とお話し合いをしていただきたいと思います。

町営住宅を利用している60歳以上の高齢者世帯が203戸あります。全体の45%を占めております。そのうち、高齢者ひとり世帯はどのくらいなのでしょう。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 高齢者世帯数なんです、現在90世帯の方がいらっしゃるようでございます。一番多いのが、やはり一番古い住宅といえますか、二本杉の方が割合的には3割強ということになってございます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 高齢者とか高齢単身者ということを考えますと、だんだんふえてくるような考えがしますね。老後の安心というその福祉政策も大変重要だと思いますが、居住の安定の住宅政策というのも非常に大事ではないか。今後どのようにそういうことを考えていくのかご答弁をお願いします。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 平成10年に作成しました再生計画の中で、高齢者対応住宅というのでも検討してございます。それについては当然身体的な支障のある方も入れるような住宅構想が、全体の300戸の建てかえ時においては必要だろうというふうな位置づけはされておりました。ただ、今現在、東側ブロックのみの建設ということで考えてございますので、それらについては、今現在、本町においては特定の用途が指定された住宅ということで町でとらえておるのが、船岡駅前が2戸、槻木駅前が2戸ございまして、計4戸でございます。そのほかに、シルバーハウジング計画ということで、高齢者対応住宅ということも考えていたんですが、なかなか西側ブロックの方までが、今回ここ10年ぐらいの建設はまず無理だろうということも考えますと、東側ブロックに建設されるであろう住宅の中に、それらの政策も含めてやはり検討せざるを得ないだろうというふうに考えています。必要性については、当然現在入居されている方々も踏まえながら、必要戸数について検討を加えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 今の答弁で槻木の駅前と船岡の駅前の町営住宅に身体障害者用として4戸あると。将来の建設計画はこれについてどういうふうになっていますか。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 本来であればもう少しあればいいんでしょうけれども、議員おわかりのとおり、槻木の県営住宅につきましてはかなりのそういう方々の整備がされている住宅がございます。県営住宅さんの方でそういうものが整備されているということでございますので、本町の場合、4戸あるんですが、中にはなかなか該当者がいらっしやなくて長期間空いたということもございます。ですから、県営住宅の徳目的な用途が定まった住宅戸数と本町が管理しております4戸プラス将来の数については、やはり入居状況並びにいろいろな条件等がございますので、それらを踏まえながら、どれだけの数が必要かというのは算定してまいらないと、ここで何戸つくりたいということをお話ししても無理があると思いますので、やはりその時代、その時代に応じたある程度の数の確保ということで、県も交えながら一応指導を仰

ぎながら、数の方、将来設置すべき戸数については考えていくということで思っております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 並松住宅についてお伺いします。

1968年20戸、70年18戸、71年12戸、72年15戸、合計65戸建設されて、古いものでも39年、新しいものでも35年経過しております。耐用年数はもうとっくに過ぎているわけですが、防衛省管轄の弾薬庫のすぐそばにあり好ましくない住宅地であると、早く言うと危険地域と指摘されておりますが、町との話し合いはされているんですか。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 今回、先ほどからお話ししております再生計画の作成時点でもそのことが話題になりまして、当然船岡駐屯地の管理課の方に連絡をとりまして、現状がこのようなことがあるのではないのでしょうかということもあわせてお願いはしております。やはり弾薬支所というふうな場所でございます、当然万が一何かあった場合については、かなりの落下物といいますか、爆発による落下物があるだろうということの離隔距離をとってくださいますよというふうな制限があるようでございます。ただ、建設されたのが昭和40年代ということで、当時の情動的には弾薬支所の場所関係も特定できない状況で、当時は制約も何もなかったわけですが、その年代において、平成の年代においてある程度示された地図を参考にいたしますと、確か船岡駐屯地の境界から2棟分ぐらいが危険区域というふうな位置づけをされておりますので、それらについては防衛省の方にも話が通っているものというふうには思っております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 通っているものという話ではちょっと私たちも納得しないんですけども、仮にあそこに建てかえのプランニングができた、しかし、建てかえ場所として防衛省から不可能の指示が出たときどうするんですか。建てかえの場所とかどのような案を防衛省に示していくんですか、町としては。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 既存のものを絶対的に危険だからすぐに解体してくれというふうな自衛隊さんの方からのお話が、その時点ではなかったわけなんですね。将来本町においても、先ほど来から話題になっております古い住宅の建てかえを踏まえながら、将来にわたっては、その危険な部分について取り壊しをしながら、自衛隊さん所有地と等価面積で交換しようやというふうな話し合いにはなっております。ただ、現実的に、じゃあ、柴田町のその時

期について明記してくれという、なかなか年度関係いつの時点でやれるということが示すことができなかつたということもございまして、建てかえ時においては交換するようというこ
とで、防衛省との協議は行っているということでございます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） わかりました。では、その建てかえ時にひとつ交換できるようにして
いただきたいと思います。

新栄地区の道路が完成しまして、最近新築されている家が非常に多くなってきております。
近々耳鼻科のお医者さんも病院建設の話が聞こえております。ヨークベニマルから阿武隈急行
の陸橋までの今遊んでいる、遊んでいるということはないですね、やっぱり田畑があるわけ
です。あそこのところを何とか今から計画して、土地区画整備計画というものをきちんとしてい
かないとうまくないんじゃないかなと。そして、その町に、例えば今の並松の住宅を町の施
設も一緒になって団地化というようなものも計画して行って、大至急、早目にそういうものを
計画していったらいかがでしょうか。そういうことは考えていないんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 住宅政策につきましては、まだまだ既存の住宅でお住まいしている方々
の質的な向上ということで北船岡に着手して、その北船岡の住宅も計画上はおくれておりま
す。また、全体計画も東側ブロックに限定した中でやらざるを得ない財政状況でございます。
当然新栄通線の東側、ここは将来の文化生活ゾーンと私の構想の頭の中にはありますから、将
来こちらの住宅政策が順次軌道に乗った段階での構想の一つに、将来のまちづくりの中として
位置づける必要はあるんじゃないかなというふうに思いますが、今は構想のその先の夢の段階
かなというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） ぜひ早目にしていただきたいなと思います。

土手内住宅6戸について伺います。

一番古い建物なんですけれども、53年経過しております。耐用年数20年ですと、もう倍以上
ですね。現在5戸入居されておりますが、今後90%で来ると言われる宮城県沖地震に対応でき
る建物になっているのかどうか。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） おっしゃるとおりかなり柴田町で一番古い住宅でございます。
現在、お話ししたとおり6戸ございまして、政策的に今は1戸は空けております。現在入居さ

れている世帯が5世帯ということでございます。地震関係につきましては、昭和二十八、九年の建物でございますので、新耐震にはなっていないというふうにとらえ方はしております。でき得れば空いた状態から政策空き家ということで、入れない工夫をしてみたいというふうには考えております。本来であれば公的住宅でございますので、一定要件を満たせば本来は建てかえというふうな義務づけ事項があるんですが、土手内につきましては、敷地がかなり狭いということで、将来にわたっての維持管理計画の中に含める必要はないということで、町の方で解釈してございまして、将来的には住宅を解体後、あの部分は公園、もしくは先ほど来出ています売り払いをして、北船岡の住宅建設に充当するというのも可能かというふうには思っております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 次に質問をする予定だったんですけども、答弁いただいてありがとうございます。

次、西船迫4階建て32戸について、1号棟が1980年、2号棟16戸が1985年に建設されていますが、どちらも建設後27年、22年経過しております。ちょうどその真ん中に、その間に宮城県沖地震がありました。ですから、1号棟は耐震設備になっていない。2号棟が耐震設備になっているんだと思うんですけども、どうなのでしょう。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） それらについても確かに耐震的な関係でやはり国交省の方からも調査しなさいということできております。当時昭和55年、当時の建設ですので、新耐震にはなっていないだろうということを私ら方もとらえていたんですが、当時建設省の方でつくった標準設計書に基づいた住宅ということがございまして、新耐震に準ずるような構造になっているというふうな回答をいただいているものですから、耐震的に問題はないというふうにとらえております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） この耐震設備になっているのとなっていないものとの使用料の金額というのは違うのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 西船迫1号、2号の比較ではなく全体的でよろしいですか。

（「そうです」の声あり）やはり先ほど来ご説明申し上げていますが、近傍家賃制度でございますので、それらの差は生じておりません。耐震でなくても近隣の住宅の家賃相当額を基準と

しながら負担金を決定しているということですので、新耐震、あと耐震じゃないというふうな住宅においての差はないということをご理解願いたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 仮に地震があったとき、入居者にけががあった、けがくらいならまだしも命を落とす、そういうとき町の責任というのはないんでしょうかお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 今までの調査の方をやれということで、国交省の方からきているのが中層住宅についてきているんですね。ですから、簡易耐火構造2階建てとか木造平屋建て、もしくは簡易耐火平屋建てについては倒壊するおそれがないだろうというふうな判定はされているというふうに私の方は認識しております。万が一ですか、万が一となりますと、つぶれはしないものの、私の方で一番心配されるというのはどうしても、議員さんもおわかりだと思っておりますが、家具関係の転倒とか、そういうものが大きな事故につながっているのが神戸なんかでも事実関係として示されておりますので、実際倒壊した後に火災発生等々となれば、当然その辺の問題等は指摘されると思うんですが、一番、町で予防される中身というのと、構造的に問題、欠陥があった状態の中で、結局町でそれを補修する義務が発生しているということであれば、放置したということで管理義務違反になろうかと思っておりますので、それらが事実関係としてはっきりした場合については補償関係は発生するだろうというふうには思います。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 管理義務違反にならないようにチェックをかけてください。

それで、耐震設備がどの建物も構造上問題ないだろうと、こういう認識なのかどうか。しかし、人命にかかわるということになると、これは問題ですよ。どのようにその耐震対策を全般に進めていくのか、これをお伺いしたい。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 本来であれば、今の法定年数とか経過した住宅については、新耐震設計基準に基づいた建てかえを行っていくのが一番よろしいかなというふうには考えております。ただ、既存として現在入居している住宅等々については、本町の財政事情等々もございまして、住みかえできるような住宅建設がなされていないという事実もございまして。今後のそれら住宅の解消方法ということになれば、早目に耐震的な住宅を建設してそこに移っていただくということが最新の方策かなというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） これは兵庫県の神戸の地震のときのものを讀んだんですけれども、地震災害で住まいを失った方、それを助けるのに最初は避難所、その次応急仮設住宅、そして最後に公営住宅と、こういう3段階になっているんです。そうすると、そのときアンケートをとりましたら70%の方々が公営住宅を希望された。やはり住宅政策というのもそこら辺、災害のときの住宅政策ですね、そこら辺も検討する必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 確かに仮設住宅ですと最大2年かと思うんですが、その期間しか入れないということの制約された住宅でございますので、最終的にその住宅が居住ができない状況になったときにはどうするんだとなりますと、いわゆる施策的には公的住宅の建設は必要かと思えます。ただ、そのために避難できるような構造的に問題ない住宅を、今現在町村の方で整備して準備しておくことはなかなか難しいものですから、やはり今後の住宅については新しい耐震構造に基づいた住宅を維持しながら、万が一大きな災害が発生しても住めるような構造のものを提供していくというのが義務ではないかなというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 震災が起きて家賃の減免が大体終わると、そこまでいくと大体残っている人は高齢集団になっていく、こういうふうに言われております。今まで住んでいたところ、隣近所というのがたくさんあってコミュニティがきちんとされているわけですがけれども、そういうところに行きますと、コミュニティの破壊というか、なくなってしまうんですね。そういうことが非常に今から大事じゃないかと、隣近所、いわゆるコミュニティの喪失が起きたときどういうふうにするか、他山の石としてこれも研究していく必要があるのではないかと。これは防災の方でひとつよく注意しておく必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（我妻良信君） 答弁いたします。

そういった場合になりましたら、当然応急的な居住が必要になると思います。災害救助法では最長2年間の入居になります。その中で築かれたコミュニティ、ここら辺も大きな要素になってくるかと思えます。ただし、以前のコミュニティ、そして避難におけるコミュニティ、これは戻ればまた以前のコミュニティプラス避難時の地域コミュニティ、その辺のものも合わされると思えますので、なくなるわけではないと考えております。そういったことで、両方が大

きなコミュニティにつながっていくのかなというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 柴田町で小さい町だからそのように考えられるのかなと思いますけれども、ひとつ検討しててください。

災害で住宅を失った方の住宅政策というのは非常に大事ではないかと。住まいの再建なくして町の復興はないというふうに考えます。私有財産である個人の住宅再建に何らかの支援策が必要ではないか、そういうふうに言われております。町の公助・共助の支援策にどのような政策があるのかお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 暫時休憩します。

午前11時38分 休憩

午前11時38分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開します。町長。

○町長（滝口 茂君） 国の方ではこの私有財産に対するの援助というところはなかったというふうに記憶しておりましたが、鳥取県の片山知事が、地域の生活を守るのはやっぱり県の仕事だということで、私有財産への援助ということをやったということがあったというふうに思っております。この私有財産への援助というのが果たしてどの段階でやるべきなのか、国の段階でやるべきなのか、県の段階か、当然私は町では無理だろうというふうに思います。ですから、これは国の制度の中で新たな枠組みをつくってもらえるかどうか検討すべき課題ではないかなというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） これは後ほどでいいですから、兵庫県で行っております住宅再建共済制度というのがあります。これをひとつ読んでください。

次、船岡駅前の住宅すぐそばに農協があります。その農協の駐車場は5,000円です。ちょっと駅に近い方は5,500円です。町の町営住宅の駐車場は3,000円、ちょっと不満がありますという町民の声がありますが、どうでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 駐車場の関係でございますが、これも昨年12月議決をいただきまして、4月1日から町営住宅における駐車場については一律3,000円ということをお願いしてきております。3,000円の設定の仕方なんです、確かに議員おっしゃるとおり、設置とい

いますか、居住されている場所、場所によって地代額違います、評価額ですね。私どもの方で算定したものにつきましては、その地域の評価額掛ける一定の掛け率がございまして、それを掛けて駐車料金を算定させていただきました。ただし、地域にばらつきがあるということで、一律という考え方と、やはり主たる生活、生活の基本は居住する場所であるということから考えると、立地条件が異なった状態で駐車料金を変えていくというのも確かに問題はあるだろうということもございまして、船岡駅前、槻木駅前も同じように 3,000円の料金の設定をさせていただいたということでございます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） ちょっと答弁になっていないようなあれなんですけれども、3,000円と5,500円の差をどうするかということなんですけれども、将来にわたる問題ではないかと思えます。神山前の住宅でございますけれども、あそこのところも駐車場スペースが全然ないんです。今中庭の中に入れたり、外側にだあっとくつついたり、消防上ちょっとうまくないんじゃないかなど。でも、管理上どういうふうになっているかお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 神山前町営住宅につきましては、3棟ございまして、満杯時においては88世帯の方がお住みになっているということで、先ほど申し上げた6割から7割の方が車を持っているということになりますと、50台相当はあるということです。ただ、神山前住宅そのものの設置目的が、引揚者住宅のための住環境の整備のための目的住宅ということがございまして、当時も駐車スペースは特に考えてなかったということです。今現在入居している方々なんです、民間の駐車スペースを10数台だとは思いますが、借り入れをして共同でその分について負担をしているというふうなお話は聞いております。ただし、町営住宅用地内にとめている方につきましては、言葉は悪いんですが、見て見ぬ振りをしているというふうな状況でございます。将来的には、やはり住宅1戸当たり一つの駐車場は今後必要だろうということも考えますと、やはり神山前そのものの住宅を、今後住戸改善していくのか建てかえるのか、その辺も踏まえながら、やはり将来の良質なストックということを考えていきながら、その辺の位置づけも検討してまいらねばというふうには思っています。

ただし、今現在対応している分につきましては、たまたま新栄通線の用地の残地がございまして、その分を神山前入居者の方々の駐車場のない方に対して優先的に、当然無料ではございませんので、一定金額の使用料を取って貸し付けしていただくように、企画財政課の方をお願いしているというところでございます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 神山前のその駐車場については非常にいいんじゃないかと、消防法上非常に問題だというふうには考えていましたので、早急に進めていただきたい。

神山前住宅なんですけれども、改良住宅ということで88戸あります。まだ将来いつごろというふうな考えはないんでしょうけれども、大体何年を目安にこの検討を始めるのかどうかお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 今から言うと夢のようなことを言っているのかと言われると思うんですが、先ほどから説明しています二本杉、北船岡の住宅の整備期間が約平成30年ぐらいまで東ブロックがかかるだろうというふうに予想しています。その後に建てかえの要件で実施しなければならない住宅というものは、やはり並松住宅65戸ございます。その後に神山前の住宅になるわけですが、これはRCの4階建てで、国交省の方で示しているのが70年の耐用年数というふうな示し方をしております。ですから、やはり2分の1経過したものについては建てかえ可能でございますので、それらを長期的に考えていくと、平成40年、50年の大台になってくるのかなと。ただ、それも町の財政のその当時の中身によっては早目に進むのか、それなりの年代になるのか、ちょっと今の状況はつかめないんですが、将来にわたっては優先が北船岡、並松、その次の段階で計画せざるを得ないというふうにとらえております。

○議長（伊藤一男君） ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

10番我妻弘国君の質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 町営住宅入居募集のしおりを見ますと、申し込み時に納税証明書が必要とあります。この1点だけで入居対応ができるのかどうか。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 要件としては最初に所得関係、ということは、余り所得のある方については町営住宅、公的住宅に入居できませんので、最初に所得の関係の調査をさせてい

いただきます。それとまた、単身入居も一定、60歳以上にならないと入れないという規定がございますので、一番最初はやはり所得の関係が最初のチェック事項ということになります。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 最近新聞、テレビで長久手の事件がありましたね。大分騒がれていたんですけども、そのようなことにはどういうふうに対応していくのか。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 事件というと例の発砲事件ということでよろしいですか。確かに全国的に動きとしては、やはり暴力団の入居関係については、制約に向けて今動きがあるようでございます。全国の都市の中で何か二、三件ぐらいですか、現実的に入居制限をしているかのように聞いております。ただ、宮城県におきましては、今回あの発砲事件以来、やはり入居制限は設けるべきだろうということで、今、県の方で動きがあるようでございます。県の方針、方向に従って、町の入居に関する条例等の見直しも将来的には出てくるのかなというふうに感じていますが、早くても県の方では9月ぐらいに方向性を示すのではないだろうかというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） 町長、議会の答弁とか報告とかでコンパクトシティという言葉をよく使われております。新栄通り開通に当たり、自転車、歩行者の利用も多く見られるとあります。生活に密着している食品スーパーなどがだんだん郊外型になってきておりますが、町中が空洞化して一番身近な食品店が少なくなってきました。コンパクトシティと住宅政策などをどのように考えて構築していくのかお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） コンパクトシティのエリアの考え方については、柴田町は阿武隈急行線、あそこまではコンパクトシティ、一つの中心市街地というふうに位置づけて議会でも答弁させていただいております。中心市街地の中で今進めているのは、まさに北船岡の町営住宅周辺の新たな住宅再開発ということで、住宅政策はこのコンパクトシティの大きな要素ということで進めさせていただいているところでございます。将来、新栄通線の延長線上の構想にも先ほどご提案がありましたので、その住宅政策は位置づけていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） わかりました。同じように、この間の町長の報告書には、町民が自転車

での買い物、散歩など安心して歩けるようになったと報告に書いてありますが、先日協和石油さんの方からクリニックさんの方に向かうと最初の交差点、あの協和石油さんのところですが、あそこの道路、左側急カーブでずっと入ってRというんですか、半円をかいていくわけですが、あそこがどうも狭いんじゃないか。半円をはかっているときに、側溝の方にかかっている、安心だろうか。実はこの間町長の報告で、1回だけ我々が質問できるわけですが、ちょっとここが引っかかったものですから、住宅政策も道路政策もやっぱり一番大事なものは安全と安心なんです。あそこ見てください。もう縁石は壊れている、側溝の水抜く上ぶた、あれ落ちています。大型トラックぐうっと回ってきますと、多分あの側溝は落ちてしまいます。安全・安心というのは道路も必要だけれども、住宅も必要、住宅の安全とか安心とか、今から住宅の安全・安心について、ちょっと道路もそうなんだけれども、どういうふうを考えていくか、安全・安心ですね、お伺いします。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） まず、最初の道路関係でございます。

当然新栄通線の新設に伴いまして、旧道の交差につきましては、公安委員会の方から、ああいう交差の場合についてはこのような角度を設けなさいというふうな指導がございまして、現在のような姿になってございます。確かに幅的には、従来の丁字交差から見るとかなり車道幅が狭いように感じられると思うんですが、有効幅からいいますと、片側路側帯も入れると3.5メートルぐらいございます。ですので、大型車両も問題ないんじゃないかなと思うんですが、現実的に今議員おっしゃられたとおり、側溝の上ぶたの方にも輪荷重、自動車の荷重かかっているような現状であれば、早速現況を確認しながら、どのような対応の仕方があるかちょっと状況を判断したいというふうに思います。

今のお話で住宅、道路等の安全対策についてということは当然そうなんです、道路については使いやすさ、あと安全性といいますか、事故の発生しないような対策等は当然必要かと思えますし、常に道路を使う方については、通過車両並びに歩行者等もおりますので、やはり防犯上の問題等々も含めながら、道路施設として複合的に整備していかなければならないというふうには考えております。

また、住宅につきましては、当然、今地震災害等々騒がれておりますので、耐震的な要素並びに耐火的な要素、それから、ある程度の高齢者になりますと、10センチ以下の段差でも骨折するということがあるものですから、それらの対策については、やはり将来的には、幼児から高齢者まで使えるようなユニバーサルデザインの住宅整備が望ましいだろうというふうには思

います。ただ、それについてもなかなか単独でできるような事業ではないものですから、やはり国交省の方の一つの基準がございますので、その基準に照らし合わせながら前向きに取り組んでいかなければならないというふうには感じております。

以上です。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） ぜひそのユニバーサルデザインというものを研究されて住宅の建設に当たっていただきたいと思います。

柴田町町営住宅については建てかえが必要だというところが数多くあります。問題点をクリアしながら建設の準備を進める必要があると考えますが、課長も町長も財政的にかなり厳しいと言っております。私は、ずっと前のことですが、議会で雇用促進住宅を買い取り活用してはということを一一般質問しましたが、できないという答弁でございました。絶対的に町営住宅が足りないとすれば、雇用促進住宅を、今国ではお荷物になっております。4棟全部でなくて2棟100戸を買って活用を図ってみてはどうでしょうか。そして、4階あたりは駐車場を含めて6,000円とか8,000円とか、そういうあれでも貸すことができるのではないだろうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 雇用促進住宅、現在160戸ございます。その中で、実際入居されている世帯数は約3分の1以下になってございます。やはり入居される方がなぜあそこに、雇用促進住宅にされないのかと、ちょっと私考えてみたんですが、やはり立地条件等の問題等がかなりあるようでございます。というのは、坂の問題です。皆様がおっしゃるには、やはり冬場凍結してしまう、あと日常的なものを買いに行く際、かなり坂から下ってくるのに大変だというものがあるようでございます。

それと、これは町の考え方なんですけど、かなり雇用促進住宅そのものが、昭和50年代前半に建設されたということがございまして、あの住宅については国交省、前の建設省絡みの基準でつくったものではないということは一つ言えると思います。あくまで雇用促進事業団の一つの構造基準というものが持っているはずなんです。その基準に基づいて50年代の新耐震になる前の構造基準で建てているかというふうには想定されます。

一番大きい問題は、年数経過に伴ってかなり劣化が進んでいるということがございまして、その修繕料の取り扱いですね、今後どのようにすべきかというのが一番課題かなというふうには感じ取っております。というのは、もう建物自体、上の防水やら外壁、本町の場合も同じな

んですが、そろそろ実施しないと漏水等の心配もあるやに見ておりますので、その辺がクリアされないと、ただ単に安く買い取りはできたとしても、将来の維持管理の問題等を含めるとかなり厳しいというふうに考えております。当時、確か議員さんの方にこのような理由で買い取りが難しいんだというふうなご回答は申し上げているとは思いますが、ちょっとあと中身は調べてみたいと思うんですが、以上のような理由で、確かなかなか本町においては買い取って経営していくのは難しいという答弁だったように記憶しております。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○10番（我妻弘国君） あの答弁書を見ますと、厚生省基準の建築基準ですか、そういうふうな答弁はなかったように思います。坂の上で非常に冬場に大変だと、それから買い取るときに、私は整理をしていただいてから、いただいたらどうだという、私はそういう考えで言っておりましたが、ちょっと違いがあるようです。それは後日またお話ししたいと思います。

最後に、先日配付になりました「よくわかる町の仕事と予算」を見ました。ニセコ町の予算書より上質の紙を使って立派過ぎるくらいです。中身もわかりやすく大変よくできていると思いましたが、今回の住宅政策というところの町営住宅の項を見ますと、建てかえ住宅が今後このくらい必要だという戸数を書いてもよかったのではないかなというふうに私は見ました。

以上です。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 今議員さんおっしゃられたとおり、翌年度、ことしですか、平成19年度の事業の実施の中身をお知らせするというので、今回はお出ししたわけです。やはり大きなプロジェクト的な事業を抱えているということでございますので、もし紙面が使えるのであれば、全体的な今後の町の住宅政策、方向性についてやはり説明しておかないとまずいかなというふうに感じておりますので、それについては、あと企画財政の方とちょっと詰めさせていただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） これにて10番我妻弘国君の一般質問を終結いたします。

次に、11番太田研光君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔11番 太田研光君 登壇〕

○11番（太田研光君） 11番太田研光です。

質問方式は一括方式をお願いします。

質問事項、地震に対する備えは進んでいるのかであります。

内容、要旨を申し上げます。

地震を予知することは難しいが、政府の地震調査委員会は、過去の地震の発生状況や地殻の変動現象などから、宮城県沖地震の発生確率を2003年の時点で次のように予測している。

2010年末までに約30%、2020年末までに約80%、2030年末までに約90%、一般的には30年以内には約99%の確率で宮城県沖の地震が発生するのではないかと予想されている。

振り返って、昭和53年6月12日17時14分に発生した宮城県沖地震の例を見ると、宮城県内の死者27人、負傷者1万962人、全壊戸数1,377戸、半壊戸数6,123戸余りの被害に上った。

このほか、平成に入ってもこれと類似する南三陸沿岸地震（平成15年5月26日）や、県北地域地震（平成15年7月26日）が発生し、家屋倒壊の被害も大きかったことは知られています。

地震の発生の位置、地震の大きさなどにより災害は千差万別であるが、市街地周辺での地震の発生は、その被害が甚大で、人命や財産の損害は計り知れないものがある。

今まで地震発生の確率や最近の地震発生時の被害の概要について述べたが、実際、いつ、どこに、どの程度の地震が来るかを予想することは不可能に近いし、また、市街地直下型地震の予知が可能になるという期待も持てない。

そこで、実際に可能なことは、国として住宅、交通機関、道路、橋などの建造物やライフラインなどの耐震性を高めることと、住民の防災または減災に努めることであろう。

以上のことからさらに細分化すれば、町レベルの地震防災対策の第一のかなめは、住宅の耐震性の確保であると言われている。阪神淡路大震災の例を見れば、地震による死者の9割近くが建物倒壊による圧死や窒息死で1,753人に上ったと言われている。つまり地震による死亡というのは大地が揺れて死ぬわけではない。倒壊した家、倒れたタンスやテレビによる圧死、瓦れきに埋まった窒息死である。

柴田町の現在の木造家屋の総数は約1万7,600棟と言われているが、そのうち旧建築基準法当時の家屋は約5,900棟である。約3割に当たる。約3割の家屋は旧建築基準法時代の耐震性の低い建物である。柴田町では古い木造家屋については、平成15年から木造住宅の耐震診断助成事業を実施しており、毎年20から30件の住宅耐震診断が実施され、そのうち何割かの住宅は耐震改修を行っているが、その数は少ない。

また、一方、住民の立場に立って身近な地震への備えをするとすれば、どんな備えが必要かについては、次のようなことが必要と言われている。

- ①頼りは自分自身と地域の助け合い。
- ②周囲の地形や地盤、地質をよく知っておく。

- ③防災マップをつくる。
- ④災害図上訓練をやってみる。
- ⑤最新の防災情報を収集する。

以上の項目について自助努力、一部公助努力の助けをかりて地震災害に備えれば、宮城県沖のような大きな地震に遭遇しても初動対応は慌てることなく、建物倒壊による死亡者数も減少するものと思われる。

以上、宮城県沖地震が遠くない将来に備えて、少しでも初動対応に役立てばと思っている。そこで、地震災害の対策等についてお伺いをします。

- 1) 地域の自主防災組織づくりは進展しているのか。
- 2) 地域と一体となつての防災訓練は全町的に見て進んでいるのか。
- 3) 旧建築基準法により建てられた木造住宅の耐震診断及び耐震工事を今後一層促進する考えはあるか。
- 4) 柴田町地域防災計画の見直しの近況と改定の見通しは。

以上であります。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 太田研光議員の地震に対する備えは進んでいるか、4点ございました。

第1点目、地域の自主防災組織づくりは進展しているかという点でございます。

自主防災組織は、行政区を単位として組織されており、町内40行政区のうち、結成済みが34行政区、結成を予定しているところが4行政区となっており、予定を含めると結成率は95%になります。自主防災組織では、消防関係機関と連携しながら避難訓練や初期消火訓練等の防災訓練を行っているところもありますが、中には規約はできたが具体的活動までには至っていない地域もありますので、今後とも地域づくりとあわせて消防署と連携しながら活動のための支援を行っていきたいと思っております。

2点目、地域と一体となつての防災訓練は全町的に見て進んでいるかという点でございます。

自主防災組織の訓練内容を見ますと、初期消火訓練、救出救護訓練、炊き出し訓練のほか、中には防災マップの作成配布や図上訓練を実施しているところもございます。地域と一体となつての防災訓練は、全町的に見て少しずつ進んでいると思われま。

防災訓練を通じていろいろ反省点も出ているようですので、自主防災組織に対し、より円滑な活動ができるための情報をこれからも継続して提供しながら、防災体制の一層の充実を図っ

ていきたいと思っております。

3点目、木造住宅の耐震診断及び耐震工事を今後一層推進する考えはという点でございます。

今後かなりの高い確率で宮城県沖を震源とする地震が発生することが確実視されており、議員のおっしゃるとおり、町民の皆様が生活する住宅の耐震化については急務であると考えております。

これらのことを踏まえ、町では国・県の指導を協力を得ながら、昭和56年5月以前の建物、いわゆる建築基準法改正前の旧耐震基準で建てられた木造住宅に対して震災対策事業を行ってまいりました。

木造住宅耐震診断事業につきましては、平成15年度から実施し、昨年度までで合計102件実施いたしました。今年度も20件を予定しておりますが、5月31日現在で2件の申し込みがあり、数件の問い合わせもきております。

今まで実施してきた耐震診断の結果から、診断した住宅の約9割が耐震上危険ゾーンとなっており、これらに住宅が耐震改修工事助成事業の対象となります。町では、平成17年度から県費の補助を受け、改修工事への助成事業を実施しております。実績といたしまして、平成17年度は10件、平成18年度は避難弱者住宅耐震改修工事助成が1件となっております。今年度も避難弱者住宅耐震改修工事助成は5件を予定しておりますが、耐震化についてはなかなか進んでいない状況と認識しております。

原因として考えられることは、耐震改修工事の費用が平均で約120万円かかりますが、古い住宅に住む方は高齢者等が多く、例え二、三十万円の助成があっても数倍の自己負担が必要となることから、主に資金面の問題が大きいと思われまます。

今後の取り組みにつきましては、木造住宅耐震診断助成事業については引き続き実施してまいります。多くの方が自宅の耐震強度がどのレベルにあるか正しく認識することにより100%耐震補強することは難しいまでも、最低限の補強対応を検討することもできますし、生活面での心構えにつながるものと思われまます。

耐震化工事の促進については、現在の避難弱者木造住宅耐震改修工事助成事業を継続しながら、自助努力により耐震改修工事を行った方に対する固定資産税の減免や所得税の特別控除等の施策を広くPRし、住宅耐震化の一層の促進を図っていきたいと思っております。

4点目、柴田町地域防災計画の見直しの近況と改定の見通しということでございます。

平成10年3月に最終見直しを行った現在の防災計画については、風水害等災害対策と震災対策が一緒に扱われており、その後、平成15年に宮城県北部連続地震、平成17年8月には宮城県

沖を震源とする地震が発生していますので、特に、地震に強いまちづくりの推進と地域防災力の向上を図る必要に迫られており、本年度から来年度にかけて防災計画の全面見直しを行う予定でございます。

なお、見直しに当たっては、災害時の本部と自主防災組織の連絡体制の確立や町職員の行動マニュアルの作成等をポイントにしながら、自主防災組織や婦人防火クラブ、警察、消防署等の関係機関との協議を経て、防災会議での計画案を検討し、県への事前協議、防災会議での修正案の諮問、承認等の手続を経て、最後に県への本協議という流れで、平成20年12月までに計画の見直しを行います。

県との協議については3カ月から4カ月の時間が必要となりますので、議会には平成21年3月の定例議会で報告する予定としております。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 再質問ありますか。はい。

○11番（太田研光君） それでは、まず自主防災組織の実際についてちょっとお尋ねをします。

この前議会の報告会を実施した中で、地域の役員の方から、やはり地域防災組織のあり方といますか、現状について話があったんですけども、簡単に言えば、役員の方はこういうふうに言っているんです。行政区には防災計画をつくれ、つくれというふうに言われている。しかし、その辺どういうふうにつくったらいいのか、あるいはどういう方針でつくったらいいのかということがさっぱりわからないと。そのくせ町の方は地域防災組織は平成19年度、20年度に再検討をして見直しをするんだと言っている。要するに町は、今大きな計画で地震を含めた防災計画をいろいろと計画していると思うんですけども、自主計画でいろいろ防災計画をそれぞれの地区で考えなさいと言っている、その地区の役員の方といますか、その地区は一体どういう方向で町が動いていくのか、あるいはどういう計画を重してやるのかと、いろいろなことでやっぱり迷っていると思うんです。

そこでお尋ねをしたいんですけども、そういうものを町が自主的に考えなさいと言いながら、やっぱり作成のアドバイスをとっていく必要があるんじゃないかというのが一つです。

それから2番目は、建物の防災耐震診断というのが実施されて、耐震診断によって木造家屋の耐震性を増すと言われてはいますが、その中で、二、三日前の新聞で見ますと、新しい耐震診断を全国の公立小・中学校について文部科学省が実施したと、そのうちの22.4%の学校の棟数のものは、大規模地震で倒壊または崩壊する危険性が高いと判断されていると書いてありましたけれども、柴田町の小・中学校はこれらの新しい耐震調査を受けたのかどうか。ある

いは受けたとすれば、それに該当する、要するに耐震診断で危険だと言われた箇所があるかどうか。なければ、そういうふうには診断は受けなかったけれども、小・中学校の建物で耐震的に問題があり検討している建物があるかどうか、その辺のところをお答えを願いたい。

○議長（伊藤一男君） 1点目、危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 太田議員の1点目にお答えいたします。

自主防災組織の指導についてでございますが、確かに町長が答弁申し上げたように、組織はつくりましたが、まだまだ訓練までに行っていない地域もございます。そのようなことを踏まえまして、課といたしまして自分たちで最初にできる行動、そういったものを自主組織の会長さんとお話を申し上げ、やれるものから少しずつやっていくと、そういった形でやっていきたいと思っております。訓練についても、大きな訓練ではなくて、最初は消火訓練とか、自分たちでみんなができる訓練、そして次の訓練にはもう一つ輪を加えて大きな訓練、そして次の機会にはもっと大きな訓練、内容のある訓練、そういった形で進めていきまして、その訓練を通して地域の防災マップなどの作成もできればと考えております。このようなことで、私ども積極的に自主防災組織と今後かかわっていき、自主防災組織の運営に推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤一男君） 2点目、教育総務課長。

○教育総務課長（薊 千代君） 町内の小・中学校の校舎につきましての耐震診査でございますが、昭和56年以前の建物につきましては船岡中学校、槻木中学校、また船岡中学校の体育館が該当しております。平成9年から12年までの間に耐震診査を受けまして、そのところおおむね安全は確保しておりますが、一部補強が必要なところが出ております。船岡中学校校舎は建築経過年数が39年、また槻木中学校の校舎は建設経過年数が43年を経過してございまして、耐震年数を勘案しますと、地震補強工事を実施すべきか、また判断しかねる状況にございます。また、船岡中学校体育館の場合は、床面積が969平方メートルと手狭でありまして、現在の床面積の基準であります1,511平米より下回っておりますので、このまま老朽化して、しかも手狭な施設に地震の補強工事を行うべきかどうかということで、判断がしかねているところがございます。教育委員会といたしましては、両校とも早期改築工事ができるように要望しているところでございますが、なお改築までの期間につきましては、より安全確保に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤一男君） 再々質問を認めます。

○11番（太田研光君） それでは、今、特に地域防災については非常に関心を持っており、全部じゃないと思うんですけども、非常に地域によっては関心を持っておりますので、やっぱりアドバイスといいますか、町の方でどのように地域が組織づくりをし、小さな自分の身の回りの防災訓練をやっているかというようなことを実際にお聞きをして、そしてその自主防災組織の有効な計画といいますか、自主防災計画がつかれるように今後指導してもらいたいなど、こういうふうに思っています。今、お話がありましたように、非常に把握はしているようですけども、それに手をかすというところまではいっていないのではないかと。だから、役員の方からもいろいろ質問が出るのではないかと。

それから、2番目の中学校が非常に古いわけですね、どちらも、体育館も含めて。非常に予算上も迷っていると思うんですけども、特に小・中学校の場合、若い人たちの教育ということもございまして、それから地震も待って欲しくないと思うんです。ですから、町としても早急に方向づけをしていただいて、早く安全の方に向かっていくと。迷っているというよりは次のステップへ進んでいただくということが必要ではないかと思うんですけども、その辺をもう一度答弁をお願いします。

○議長（伊藤一男君） 1点目、危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 太田議員の再々質問にお答えいたします。

地域防災の推進につきましてでございますが、先ほど申し上げたように、担当といたしましても積極的に取りかかっているといきたいと、進んでいきたいと思っております。その内容につきましては、自主防災組織の会長さんと直接お話をし、その区域内での防災に関する講座などの開催、そしてそれが発展して避難訓練などというような段階を持っていきたいと考えております。大きな災害は自主防災が一番大事でございます。そのことを地域防災の皆様にお伝えして、よりよい自主防災組織をつくってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤一男君） 2点目、教育総務課長。

○教育総務課長（薊 千代君） 槻木中学校、船岡中学校に関しましては、改築工事といいますと約20億円ぐらいかかりますので、補強をするとなると約2億円、1割かかるということですので、その辺も財政的な面もありますので、今後、安全面を最優先に考えまして積極的に取り組んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤一男君） これにて11番太田研光君の一般質問を終結いたします。

次に、5番大坂三男君の登壇を許します。直ちに質問席において質問をしてください。

〔5番 大坂三男君 登壇〕

○5番（大坂三男君） 5番大坂三男でございます。

大綱3問にわたって質問いたします。

まず、1問目、**船岡城址公園と周辺の振興策を。**

平成19年度の町長の施政方針の中で、早急に取り組むべき地域の課題として五つの重点プロジェクトが掲げられております。その中に、「美しい景観創造プロジェクト」があり、柴田町の美しい景観をさらに内外にアピールしていくために、白石川親水公園と船岡城址公園周辺の花咲山構想の推進がうたわれております。

ことしの「桜まつり」から新たに協力金という名目で駐車料金の有料化がスタートしました。普通車 500円、マイクロバス 2,000円、バス 3,000円という金額は適正であったのか。来場者の反応、収支の状況など有料化を実施した結果をどのように総括したか伺います。

ほかの町の観光施設や「桜まつり」等のイベント会場においても、駐車料金を徴収しているところが多いのも事実であります。それによって得られた収益金を関係施設の整備費の一部に充て、さらなる観光客誘致を図っている自治体も多いと聞きます。

本町の「桜まつり」は、近年、個人客のみならず観光バスのコースに組み入れられるなど、来場者も増加傾向にあることは喜ばしいことでもあります。

しかし、短期間に集中することや、駐車場や道路、施設等の受け入れ態勢は旧態依然として変わりがなく、このままではこれ以上の発展は望めないものと思います。

船岡城址公園を中心とするこの周辺を、名実ともに充実した観光資源として内外にアピールできるよう改善していかなければならない。そこで伺います。

1) 本町においても、駐車料金を徴収する以上、関連事業に整備費を投入すべきではないか。

2) 花の種類をふやして期間の長期化を図るとともに、城址公園や白石川周辺の資源をうまく活用することにより、その相乗効果で福島県の花見山をしのぐ観光地にすることができるのではないか。城址公園側と白石川の堤防側がJR東北線によって寸断され行き来できない。ここが通れるようになれば新しいルートやアクセスが展開できるようになる。城址公園周辺と白石川が一体化されることによって、観光に限らず健康づくり、文化活動等で1年を通して多様な活動が展開できるようになるのではないか。踏み切り、または跨線橋等の通行路はどうしても必要であり、実現のため何か方策はないのか町長の考えを伺います。

3) 郷土館駐車場の拡張はできないか。駐車場としてだけでなく、物産販売所、イベント

スペース等もあわせて設置する。また、上に上る歩道の改良も必要であり、この周辺の設備と利用方法を工夫する必要があるのではないか。

4) 観光ツアーのルートに組み入れてもらうため、売り込む努力はしているのか。

大綱 2 問目、道州制の導入と広域行政の推進について。

まず、道州制について伺います。

全国的に平成の大合併が一区切りついた中で、新たな広域行政のあり方にかかわる動きが活発化してきました。それは既存の都道府県にかえて道州制を導入しようとするものです。

安倍政権においては、3年以内に道州制のビジョンを策定し、都道府県を10前後の新しい広域自治体に再編する方針が示されています。

5月17日に報道された自民党道州制調査会の中間報告では、道州制導入までの手続として、「道州制推進法」を制定し、3年から5年で道州制実施計画を策定し、その後2年程度で全国に道州制の完全移行を実現するとしています。

法律が制定されれば、最短で7年で道州制度が導入されることになり、現時点で既に現実味を帯びた問題となってきております。

道州制は、行政のスケールメリットを追い求めた市町村合併とは異なり、単に現在ある都道府県を合併するというものではなく、国のあり方や国と地方の役割を根本から変え、中央から地方へ権限と財源を移し、独立した地方政府を樹立しようとするものです。つまり、国の統治機能を根本的に再編する大改革であります。

道州制に移行すれば、国の役割は外交、防衛、司法、通貨の発行、科学技術の基礎研究等に特化され、一方、住民の生活に密着した道路や橋等の基盤整備や教育、福祉、地域の産業振興については地方政府が担っていくというように役割が大胆に再編されるものです。

このような道州政府のもとで市町村のあり方を考えたときに、どのような役割を担うことになり、どのような規模となるのか大いに関心を持っていかなければならないと思います。

地方分権化時代に、中央が考え、地方がその指示に従う時代が終わろうとしている中、地方のことは住民がみずから考え、みずからの責任でまちづくりができる仕組みが制度化されることは、市町村にとって大いに歓迎すべきであります。道州制については、村井知事も積極的に賛意を示しておりますので、地方自治のあり方に新たな展開に意欲を示されている柴田町の町長も率先して道州制にかかわる行動をとってはどうか。そこで伺います。

1) 道州制の議論が急に盛り上がってきたのはなぜか。また、町長は道州制の導入についてどのように考えているか。

2) 第18次地方制度調査会の専門小委員会では、「現在の都道府県の事務のうち、特例市ないし中核都市に移譲されている事務は、道州制のもとでは市町村が処理することとなる」としていることから、道州制の受け皿となる基礎自治体は、これまでの市町村の規模では対応できないことは明らかであります。基礎自治体が自立できる1自治体当たりの適正な人口規模ほどの程度と考えられているのか。県と市町村が同じテーブルで道州制について研究を進める場の設定を町長が率先して県に提案してはどうでしょうか。

次に、基礎自治体についての質問ですが、道州制の受け皿となる基礎自治体は、ある程度の人口規模としっかりとした財政基盤を持った自治体であることが要請されます。この観点から、参考として宮城県内の自治体の現状を検証し、来るべき道州制の時代に基礎自治体として対応可能かどうかを検討するとともに、道州制に合った基礎自治体のあるべき姿と合併を含めて、構築過程のあるべき姿を検討しておかなければならないと思います。

私は、昨年第1回定例会において、旧合併特例法のもとで合併した県内の9自治体の財政状況等の調査結果をもとに、合併効果が見出せていない状況を知り、当面柴田町は行財政改革を徹底し、財政規律の確立と住民との協働によるしっかりとした自治体づくりに専念すべきであると訴えました。一方で、合併1年目以降の合併効果の検証を国や県に求めていくことも提案しました。

それ以来、1年以上も経過していく中で、さらにその後の状況について注目してまいりました。9町が合併した登米市、10町村が合併した栗原市、1市6町が合併した大崎市と石巻市等、新たに誕生した広域の自治体の合併後の動きを新聞やテレビで見ると、合併後1年以上を経過しても、いまだに財政面で好転した兆しが見えてこないのが実情です。

平成の合併の意義は、広域化する住民の生活圏に対し、障害となっている行政の壁を取り除き、少子高齢化社会への対応や財政危機に対処するために、合併によるスケールメリットを生かして自治体の財政基盤や自治能力を高めることであつたはずですが。

しかし、合併した宮城県の九つの自治体は、すべて財政難にあえいでおり、東松島市においては職員の給与カット、加美町においては1人当たりの借金はワースト2位になり、借金地獄に陥っております。それどころか、合併した自治体の平成19年度の予算編成においては、軒並み基金を取り崩し、中には大崎市や石巻市のように財政再建団体への転落が懸念される自治体も出てきました。

合併の効果がすぐにはあらわれるものではないことは私も理解していますが、合併特例債や地方交付税等の増額等、国の財政支援を活用して新しいまちづくりに取り組むと意気込んだ住民

の熱気は、今は失望の声に変わっています。この結果から、平成の大合併の効果について私は疑問を抱かざるを得ません。そこで伺います。

3) 国や県の支援策や特例措置を受け、財政危機を乗り越えるために合併したはずなのに、逆に厳しい予算編成を余儀なくされ、まして財政再建団体に転落するおそれのある合併自治体が出てきたのはなぜなのか。合併すれば財政は楽になるというのは誤りではなかったのか。単に国や県からの財政の優遇措置だけを目当てにした合併はうまくいかないと思うがどう思いますか。

4) 引退した加美町の星前町長は、「3年かけて3町で399人の職員を25人減らし、町議も52人から20人になった。残業分の代休制度等も取り入れて20億円を削減してきたのに効果が見えない」と発言しておりました。合併は究極の行政改革であるとして大きな削減効果が発揮されると期待されたのに、なぜ削減効果があらわれないのか。自治体の運営上、削減効果があらわれない仕組みがあるのではないかと考えざるを得ませんが、自治体の長として町長はどのように見ておられるかお尋ねします。

5) 加美町は、合併して4年たったのでこれから合併を考える際のモデルケースである。合併して加美町の財政が強化されたのか。何が変わり何が変わらなかったのか、こうした分析を県に要請してはどうでしょうか。

次に、今後の仙南地域の広域行政について伺います。

大規模な合併で自立を目指した広域自治体も三位一体の改革による地方交付税の減額によって、合併のメリットがかすんでしまったのではないのでしょうか。合併しても財政危機を回避できず、さらに新自治体の住民の一体感や役所内の連帯感の醸成にも時間がかかり、合併効果がすぐにあわられないとすれば、柴田町としては、広域的な行政課題の解決には広域行政事務組合の活用を改めて考えていく必要があるのではないかと思います。

仙南地域広域行政事務組合は、消防・救急、ごみ・し尿処理、葬祭場の運営、教育・文化を基本として実績を積み重ね、さらに、最近では介護認定、障害者の認定審査会、滞納整理へとその業務を拡大し、着実に広域行政機関として役割を果たしております。そこで、今後の仙南地域広域行政事務組合の運営について伺います。

6) 仙南クリーンセンターの設置を初め、広域行政として緊急に取り組まなければならない課題を町長はどのようにとらえているのか。

7) 新たな仙南地域の広域的な課題として、みやぎ県南中核病院と公立刈田総合病院との統合問題が浮上しております。県南中核病院と刈田総合病院も現在のままでは共倒れとも言わ

れ、新たな 500床のマグネットホスピタル病院建設か、それができないなら経営の統合を考えてはどうかという意見も出てきております。

仙南医療圏の医師の確保、医療機能の確保を考えれば、2市7町の一体的な取り組みを強化していかなければならないと思うが、町長はどう考えますか。

8) 広域行政は、一つ一つの自治体でできないことを一緒にやることでそのスケールメリットを生かしていくことに意義があるわけです。こうした行政の積み重ねがあって、広域行政がさらに進化し、お互いの信頼関係が深まっていけば、最後には2市7町の合併に結びつくものと思います。最短で7年後とも言われ始めた道州制を見据えれば、それまでは2市7町それぞれがまず自立できるような財政基盤の確立に全力を投入するとともに、広域的な行政課題については広域行政事務組合の制度をさらに活用して進めた方がむだがなく、道州制のもとの基礎的な広域自治体になれると思うがいかがでしょうか。

大綱3問目、**県の新税構想への対応は。**

宮城県税制研究会が税源確保のため、二つの新税案と一つの優遇税制案をまとめ、県民に新たな税負担を課す計画が浮上しております。

県税制研究会が発表した新税の背景として、県財政が逼迫している状況の中で、政策目的の達成のため、及び課税自主権の活用による地方税財源の充実確保を図るため、新たな税負担を県民に求めることを目的としたものです。

二つの新税とは、(仮称)みやぎ環境税とみやぎ発展税であり、また優遇税制案としては、法人事業税の課税免除や不均一課税による税の減免等を計画し、早くて9月の県議会に条例案を提案する予定と言われております。

柴田町では、財政再建策がスタートし、多くの町民に負担増となってはね返ってきているこの時期に、新たに県が新税を設け、すべての県民に対し増税を強いることは到底容認できないところであります。そこで、この県の新税構想に対する柴田町の対応について伺います。

1) この計画は県から市町村にいつ知らされ、どういう内容のものとなっているのか。

2) 本年度から国の行財政改革に伴う税源移譲や定率減税廃止などにより、市町村が徴収する住民税の税額が大幅にふえ、税金未納者がふえることが懸念されます。徴収問題への影響をどう考え、どのように対策するのか。

3) 新税の徴収を住民税に上乘せし、徴収業務は市町村が担うことになれば、収納率のさらなる低下や徴税部門への負担が急増することが目に見えております。新税の課税方法、徴税方法について、市町村として県に再考を促すべきではないのか。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大坂三男議員の大綱3点ございました。

まず大綱1点目、船岡城址公園と周辺の振興策についてでございます。

1点目、駐車料金を徴収する以上、関連事業に設備費を投入すべきではないかという点でございます。

今年度のしばた桜まつりから、交通渋滞対策や駐車スペースの確保、安全な車の誘導及び駐車場内の整理・施設の充実を図るため、船岡城址公園内第1駐車場の利用者の方々から、サービスの対価として駐車協力金の負担をいただくことになりました。駐車協力金を負担していただいた車両は、大型バス224台、マイクロバス52台、自家用自動車6,766台で、駐車協力金の総額は415万9,000円となりました。この中から、交通警備・協力金徴収等の委託金の必要経費315万9,000円を除いた100万円を今後、船岡城址公園の環境整備を図るため、駐車場整備や老木化が進んでいる桜の保護等に充てていきたいと考えているところでございます。

2点目、船岡城址公園と白石川堤を結ぶアクセスとして、踏切または跨線橋等の通行路が必要であり、実現に向けた方策はないのかという点でございます。

船岡城址公園を訪れた観光客の方々から、城址公園から白石川堤の一目千本桜に行くルートについて聞かれますが、県道とJR東北本線が走っているので、JR船岡駅まで一度戻ってからでないと白石川堤の一目千本桜を見ることはできませんと答えているところでございます。

議員ご質問のとおり、白石川堤に直接行かれるようなルートが確保できれば、観桜客には魅力的なルートになるかと思われます。この件につきましては、新聞報道でも報道されるとともに、5月30日、JR東日本東北支社長と企画部長が来庁した際、町長室に来た際、事前にお話をさせていただき、技術的な問題がなければ前向きに検討したいとのことでございました。

また、6月1日には、県の土木部長にも協力を依頼したところ、河川管理者としても協力していきたいという回答をいただいております。さらに、柴田町商工会につきましても協力を要請しているところでございます。

船岡城址公園から白石川堤の一目千本桜に行くルートの整備につきましては、今後、町民の理解が得られるよう財政状況を勘案し、調査研究に努めるとともに、観桜客の安全を確保するために、県道・東北本線・白石川堤を管理している各関係機関と協議を重ねてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜わるようお願いいたします。

3点目、郷土館駐車場の拡張と周辺整備と利用方法を工夫する必要があるのではないかと

う点でございます。

現在の郷土館駐車場は、桜まつり期間中、乗用車 150台、大型バス 5 台の駐車場として確保しております。郷土館駐車場周辺の土地は、個人所有の農地でありますので、桜まつり期間中に農地の借り上げを行い、駐車場として利用できないか、草花等を植栽できないか検討してまいりたいと思います。

また、郷土館前駐車場に駐車した観桜客が安全に城址公園まで登ってこられるよう、路肩の整備や歩きやすい歩道等の整備に努めてまいりたいと考えております。

4 点目、観光ツアールートに組み入れてもらうための売り込みはという点でございます。

船岡城址公園の桜・白石川堤の一目千本桜は、宮城県内で唯一（財）日本さくらの会より「さくら名所 100選」に選ばれ、東北60景にも選ばれた桜の名所になっていることもあり、各旅行会社等から、毎年明け早々に桜まつりの開催情報等について多くの問い合わせがあります。各旅行会社等には随時桜まつりに関する情報等の提供を行うとともに、毎年船岡城址公園を訪れる観光バスについて、添乗員、乗務員の方々にアンケート調査を実施しております。このように、船岡城址公園に関心を持つ旅行会社に対してはダイレクトメールなどを送付し、各旅行会社が計画している観光ツアーのルートの中に組み込まれるよう積極的にPRを行っております。また、JR船岡駅では、本年4月桜まつり期間中、船岡駅から船岡城址公園、一目千本桜のハイキングツアーを計画していただき、約40名の方々の参加を得、大変好評でありました。

今後とも各旅行会社が計画している観光ツアーのルートの中に組み込まれるよう積極的にPRを行うとともに、観光に関する各関係機関と連携を密にし対処してまいりたいと考えているところでございます。

大綱2点目、道州制の導入と広域行政の推進についてということで、8点ほどございます。随時回答してまいります。

まず1点目、道州制の議論が急に盛り上がってきたのはなぜかと、町長は道州制の導入についてどう考えているかということでございます。

道州制の論議は、国のあり方を問い直す大きな問題であり、明治半ばから約120年にわたって幾度か論議されてきましたが、実現しないまま消えていきました。ここ数年の道州制の盛り上がりは、平成の大合併により、市町村数が3,232から1,821に再編され、市町村を指導する立場にある都道府県のあり方を見直す必要があること。

二つ目は、国・都道府県・市町村それぞれの機能や役割・権限を見直し、分権型社会にふさ

わしい行政システムを確立しなければならないこと。

3点目、交通・通信の発達により都道府県を越えた社会圏・経済圏の成長や、産業廃棄物・土地利用・水源・環境問題など広域で取り組まなければならない課題がふえていることなど、現在の社会経済状況に適合する新しい広域的自治体の仕組みが必要なことからではないかと思っております。

道州制は、国と基礎自治体である市町村の間に位置する広域自治体のあり方を見直すことによって、新たに自立できる地方政府を構築しようというものでございます。現在の硬直した画一的な中央集権システムを改めて、自己決定・自己責任の原則のもと、地方が真に自立した地方分権型の行政システムを確立するためには、道州制は有効な手段の一つではないかと考えております。

2点目、基礎自治体が自立できる1自治体当たりの適正な人口規模はどの程度かということ等々でございます。

道州制を導入する場合には、国、広域自治体（道州）及び基礎自治体である市町村の役割分担が体系的に見直され、道州から市町村へ、また国から道州への大幅な権限移譲が行われることが想定されます。住民に身近な行政については市町村が総合的に担うこととなりますことから、受け皿としては、現行の中核市が望ましいと考えますので、適正な人口規模は20万から30万人前後ではないかと思っております。

道州制の当事者は都道府県であります。議員おっしゃるように基礎自治体である市町村にとっても大きな問題でありますので、6月1日の市町村長会議で、県と市町村が一体となって道州制論議に取り組むためにも、「県と市町村の道州制研究機関」のような組織を設置できないか検討していただきたいと村井知事に要望いたしました。

次に3点目、県や国の支援策や特例措置を受け、財政危機を乗り越えるために合併したはずなのに、逆に厳しい予算編成を余儀なくされ、まして財政再建団体に転落するおそれのある合併自治体が出てきたのはなぜか等々でございます。

市町村合併の効果は、最短でも5年かかると言われておりますが、議員ご指摘のように、合併した県内市町村も厳しい財政運営を強いられております。

これは、一つに、国の三位一体改革による予想以上の地方交付税等の削減。

第2点目は、合併特例債を使っても財政状況を省みない建設計画の実施。

3点目、合併前の駆け込み事業の実施。

4点目、将来を見据えた財政運営の欠如などが要因になっているのではないかと考えており

ます。

このため、合併した後の行政運営状況を調査するため、職員を大崎市と美里町に出向かせ財政担当に話を聞かせたところによりますと、大崎市と美里町の財政担当者は、「交付税の削減等により合併協議会時に予想していたよりは財政状況は厳しいが、一般公共事業でも合併特例債を活用して事業を展開できるので助かっている」「合併しなかったら事業もやれなかったし、各町とも財政は相当厳しい状況に陥った」との話でございました。

一方、県の実態調査結果によりますと、合併した九つの自治体は合併して豊かになった、合併して余裕が出たということはなかったと報告がなされております。

3町合併の際にも、私は一貫して「合併には新たな理念と新たなまちづくりへの夢が必要であり、財政の優遇措置だけを当てにした合併は成功しない」と訴えてきましたが、合併した自治体の厳しい財政状況を見ますと、その考えに誤りはなかったというふうに思っております。

4点目、加美町の星町長は云々でございます。

合併は究極の行財政改革として大きな削減効果が発揮されると期待したのになぜ削減効果があらわれないのか等々でございますが、当町の財政再建プランでも、削減効果が一番大きいのは人件費であります。合併して組織・事業を集約しても、公務員制度上、一気に余剰職員を削減することができないために、職員削減効果に10年程度かかるものと思われま。また、加美町のように3年間で職員や議員を削減しても、それ以上に国・県の補助金や地方交付税が減額され、さらに、合併に伴う新たな統一経費が多くかさんでいること、少子高齢化社会による扶助費の増加により、歳入減と歳出増がダブルパンチで予想以上であることも、削減効果が見えにくい大きな要因でないかと推察しております。

5点目、加美町は合併して4年たったので、これから合併を考える際のモデルケースと言われていたわけですが、その加美町の財政が強化されたのか等々でございます。

県でも「みやぎ新しいまち・未来づくり審議会」を設置し、合併効果の要因分析等を行っておりますが、県が加美町を訪問調査した際に、加美町の課題を聞き取った点でございますが、合併によるスケールメリットを生かしているものの、仮に合併しない場合との比較は困難であり、財政面での成果を示しにくい状況であること、さらに、合併当初の想定を超える地方交付税や補助金の削減、社会経済状況の低迷により、健全な財政運営が困難になっているとの報告がなされております。

こうしたことから、6月1日の知事と市町村長との会議において、合併に住民が本当に満足しているのか、合併効果の検証を県に要請したところでございます。

6点目、広域行政として緊急に取り組まなければならない課題ということでございます。

議員のおっしゃるとおり、仙南地域広域行政事務組合の業務は拡大し、地域住民に密着した業務を行っております。その中で、衛生費に係る分として、平成19年第1回定例会において、仙南地域広域行政事務組合の規約改正を可決いただき、（仮称）仙南クリーンセンターを2市7町で建設することになり、今後、建設時期、機種を選定や規模、建設場所等、調整項目は多々ありますが、一つ一つ解決に努めてまいります。

また、仙南地域広域行政事務組合で管理している施設は現在12施設を有し、本町の負担に係る施設としては、（仮称）仙南クリーンセンター、柴田斎苑、柴田衛生センター、仙南リサイクルセンター、仙南最終処分場の施設となっております。

個々の施設では、柴田斎苑は供用開始後40年、柴田衛生センターは21年を経過し、施設の老朽化が進んでおり、緊急に取り組むべき施設であると認識しております。仙南リサイクルセンターは、敷地が手狭になってきており、拡張や機能の拡充、仙南最終処分場は、埋め立て期間が平成23年までの計画であり、新たな用地の確保等が今後の課題でございます。

今後、施設の広域的な利用を踏まえた計画を立てて、延命化対策や維持管理の徹底を図りながら、構成市町の財政状況を勘案しながら、協議、調整していかねばならないと考えております。

7点目、みやぎ県南中核病院と公立刈田病院との統合の問題でございます。

現に、仙南医療圏の中に同規模病院が二つあり、双方が競い合い医療の質の向上を図っております。しかし、結果として300床規模では医師の教育には十分な大きさではなく、医師の確保は容易にできない状況でございます。それに伴い、医師の過重労働や、医療制度改正による稼働率の低下を招き、採算のとれる病院経営に結びついておりません。そこで、二つの病院を一つの病院に統合し、財布を一つにして医療機能や経営統合をするマグネットホスピタル構想が示されました。

しかし、二つの病院は建設してまだ5年しかたっておらず、この構想の実現に向けては多くの解決すべき課題を抱えているのが現状でございます。そこで、当面は患者に応じた救急・急性期と慢性期との機能を分担し、高次医療機能はみやぎ県南中核病院と公立刈田病院が担い、初期診療や急性期過ぎの医療はその他医療機関が担う等、病院の枠を越えた病診連携の環境整備を進めていくことが重要でありますので、さらに2市7町が一体となった取り組みを強化していかなければならないと思っております。

8点目、広域行政は、一つ一つの自治体でできないことを一緒にやることでそのスケールメ

リットを生かしていくことに意義があるわけだが、この積み重ねによって将来は2市7町の合併に結びつくのではないかと、そういう意見でございますが、道州制が現実味を帯びてくることを考えますと、基礎的自治体である市町村が、地方分権に対応した安定した財政基盤と行政体制が構築できるかが大きなかぎになると考えております。議員がおっしゃるとおり、広域的な課題については、広域行政事務組合を活用して進めていくことが最も近道ではないかと思っております。

以前にも一般質問で答弁しておりますが、広域的な共同事務処理を行った方がよい事務等について、仙南広域での機能合併を進め、その後に広域合併を行うといった2段階機能合併論を推進していきたいと思っております。道州制が実現した場合には、基礎的自治体として人口規模が20万から30万人が必要になることから、県が進める市町村合併推進構想の枠組みである2市7町の各首長と、将来の仙南地域のあり方について話し合っていきたいというふうに考えております。

大綱3点目、県の新税構想の対応についてでございます。

1点目、まず県から市町村にいつ知らされて、内容はどのようなものかということでございます。

宮城県において深刻な財政危機の克服について、新財政再建推進プランを策定し、4年間で2,260億円に上る財源不足額を解消するため、徹底した歳入確保対策及び歳出抑制対策を講じることとしているところでございます。

このような状況の中で、地方分権の推進と歳入確保の観点から、課税自主権を活用した税制を検討すべく、平成18年5月に宮城県税制研究会を設置し、検討が進められてきており、12月の中間取りまとめ（案）を経て、平成19年3月に基本的な方向性について取りまとめられたものが、宮城県税制研究会報告書（案）として報告、報道されているものでございます。

ご質問のいつ知らされ、どういう内容のものかということですが、市町村には平成18年12月の中間取りまとめ（案）が策定された後の、平成19年1月15日に宮城県税制研究会委員長、宮城県総務部長名で中間取りまとめの資料が宮城県町村会長あて送付され、取りまとめ案に係る意見を求められているところでございます。

内容につきましては、法定外税の新設や既存の税の超過課税及び優遇税制等について検討されており、政策と適切な新税の枠組みとして、二つの新税、これは超過課税案でございますが、政策と適切な優遇税制の枠組みとして、一つの優遇税制、これは県税の課税免除ということになりますが、今後の方向について取りまとめられております。

二つの超過課税案につきましては、（仮称）みやぎ環境税として森林環境保全、地球環境保全、環境教育の推進などを政策として、県民税均等割超過税を課すもので、超過税の内容としては、個人については標準税率である 1,000円に一定額の超過課税を課するものでございます。法人については、2万から80万円の標準税率に一定率の超過課税を課すものでございます。

もう一つ、（仮称）みやぎ発展税につきましては、宮城県沖地震対策や県内製造業の集積促進などを政策として、法人事業税に超過課税を課するものでございます。超過課税の内容としては、法人の種類等により定められた標準税率に一定率の超過課税を課するものでございます。また、あわせて一定規模以下の法人に対しては不均一課税を実施するものでございます。

優遇税制案としては、産業立地の促進による富県宮城県の実現の政策のため、県税の課税免除を行うものでございます。税制の内容としては業種、新規雇用数及び投資額等に一定の要件を付して、一定期間の法人事業税及び不動産取得税を免除するものでございます。

これらの内容に対して、平成19年1月末に宮城県町村税務課長代表者として税源移譲や定率減税廃止の事由に加え、一番に懸念される徴収率の影響など、時間をかけた慎重な論議を強く望みますとの内容のお願いの意見書を提出しております。

2点目、税金の未納者がふえることが懸念されるが等々でございます。

議員ご指摘のとおり、国の行財政改革に伴う税源移譲や定率減税の廃止などにより、町・県民税の税額が大幅にふえ、未納者がふえることが懸念されるところでございます。先ほど説明いたしました県税制研究会の中間取りまとめに対する東北経済連合会、仙台商工会議所、市町村会等の各種団体からの意見においても、県収入の全体的伸びが鈍化している状況にあって、歳出削減を一層図るとともに、限られた中において有効な政策推進に努め、企業活動の活性化並びに県民所得増加等に県収入の拡大という好循環をつくり出すべきであり、増税という手法に頼ることは問題があると。

超過課税については、発展対策の内容は重要であるが、税収の使途が明確にされなければ単純な増税にとられ、県民はもとより事業所の理解と協力を得られがたい。県民税所得割の超過税率は、定率減税の廃止がなされているので、重税感は免れない。県民に対する周知徹底が必要である。

税源移譲や定率減税廃止等の税制改正が続く中、納税者への周知徹底と理解が大きな課題であり、新たな課税の必要性や税収の使途について県民への十分な広報活動を事前に実施すること、市町村での広報活動、事務経費の増加に伴う経費について、県から市町村への交付措置等について検討すること等、新税導入に係る課税手法に対する懸念と県民に対する周知の徹底、

市町村事務経費等の交付措置の検討などを意見として訴えております。

現在のところ、新税の正確な超過税率や課税方法、徴収方法についてまだ明確にされていないことから、今後の動向や推移を注視しながら、県に対しては、説明会等において各種団体等の意向を考慮しながら、検討を促してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君、質問ありますか。

ただいまから休憩いたします。

14時40分から再開します。

午後2時25分 休 憩

午後2時40分 再 開

[午後2時40分 18番加茂力男君 退場]

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番大坂三男君の質問を続けます。大坂三男君。

○5番（大坂三男君） まず、駐車場有料化の件なんですけど、昨年までは無料でことしから有料ということで、毎年来られている方驚いた方もおられると思うんですが、聞くところによりますと、大河原町が何かバスの駐車料金を取り始まったならば、高いんじゃないかという話でクレームがあったために、ことしから料金を下げたというような話をちょっと聞いたんです。これ事実でございましょうか。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 大河原町も料金は取っております。ただ、バス1台が2,000円ということで聞いております。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○5番（大坂三男君） 値下げがあったような話は聞いておりませんかでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 値下げ云々については聞いておりません。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○5番（大坂三男君） 本町については、初めて取り始まったんですが、業者さんから、あるいは利用者からクレーム等はなかったんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 全部で 7,042台から料金いただいたわけでございます。特に、今までリピーターの方々、やはりこういうすばらしい桜は全国的にも珍しいと。ですから、こういうものを守るのであれば、我々積極的に協力します。ただし、一部の町内の方では、去年ただだったのに、なぜことしから取るんだと。ぼっぼ焼き食われないんじゃないかとか、そういう意見は二、三承りました。ただ、ほかから来た方については、そのような大多数の意見でございました。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○5番（大坂三男君） そういうことであれば安心しました。

それから、今度車の誘導の件でお聞きしますけれども、それぞれ誘導員をつけて、あるいは町の職員の方も協力したり、ボランティアの方も参加されたのかどうかお聞きしたいんですが、どういう方法で車を誘導したのか。公園と、それから役場の駐車場と小学校と、大きなところはあったと思うんですが、そういうところに、例えば満車になった場合はどういう連絡をして、どういう誘導の仕方をしたとか、その誘導の仕方ですね。それからそういう誘導に当たった方々にどういうやり方をしなさいというような指示をして始めたのかお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 特に、ガードマンにつきましては、すべて無線関係、あと職員もすべて無線連絡とっております。特に、最盛期の土日におきましては、役場職員の全課を挙げての協力体制をいただきまして、それですべて無線で、ただ、どうしても混み合った場合については、最終的には船岡小学校の校庭、シャトルバスという体制で実施しております。あと、やはり特殊性といいまして、上に上る場合、大型バス、一時乗用車を停車させませんと大型バス下ることも上ることもできないんです。ですから、その辺が地形上の一番ネックになったのかなと考えております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○5番（大坂三男君） 聞いた話なんですけど、遠方から来たお客様、非常に混んでいる中でやっとな館山の駐車場の方にたどり着いたら、いっぱいだったので案内の方に役場の駐車場はありますので、そちらに回ってくださいということを言われて、そちらにまた時間かけて下りていったら、そこも満車で、その案内の方に、実は小学校の駐車場もあるんでそちらに回ってくださいということで、最終的に一番遠いところに回されたと。しかも、非常に混んでいたために、今言ったようにバスの待合とかもあつたりして非常に混んでいたために、1時間近くぐる

ぐる、ぐるぐる回された、結果的にそういう形になったので、せっかく誘導員がいるのになぜそういうことになるのか。無線で連絡しているということでもあるんですが、どういう誘導の仕方をしていたのかなというふうなことなんですが、お伺いします。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 常時無線で職員並びに交通誘導員と連絡を密にしまして、第1駐車場満杯、第2駐車場どういう状況、第3駐車場どういう状況ということで、逐一しまして、問い合わせあった場合には、空き駐車場を案内しなさいという体制にはなっております。ですから、各駐車場、役場の土日になりますと、職員駐車場、白鳥神社、役場、福祉センター、船小校庭等々も開放したわけでございます。ですから、そちらの方に回っていただくような連携はとっておりますが、今議員ご指摘のようなことが実際にあったとすれば、やはり次年度からの反省点に、参考にしたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男議員、手を挙げてから。質問を許します。

○5番（大坂三男君） よそから運転して来られる方は、角に誘導員の方が立っていても、声でもかけられたり、かけたりしない限りはわからないわけですね。ですから、例えば無線でもうそこは満杯だと、これから来る人は小学校に回さなければならないとなった場合に、声をかけなくてもわかるような方法ですね、例えば看板持って見せるとか、必ずしもここに来るお客さん、車だけではなくて、ただ通っていく車があるんで、必要な方が見ればわかるような状態、そういうような工夫をひとつお願いしたいなど。それは来年やる場合にぜひ皆さんで相談してやっていただきたいというふうに思います。

それから、JRの線路をまたぐ跨線橋、あるいは歩道橋、踏切等、提案したんですが、先ほど町長から答弁があって、JR東日本関係の方は、技術的に問題がなければ可能ではないでしょうかというようなこともあったということでございますが、ここ河川があるし、それから線路があるし、それから県道ですか、走っていますので、非常に難しいかなということも昔から言われていました。絶対線路の上に歩道橋をかけるなんていうことはだめですよという話もずっと言われておったんですが、もう1回確認なんですが、その辺は大丈夫なんでしょうか。財源というか、費用のことは別として、そういう技術的な面、あるいは制約的な面で本当に大丈夫なのかどうかお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 私も土木事務所で河川行政をやっておりまして、平成元年ころ

は親水公園という考え方が余り普及していなかったものですから、そういう工作物は難しいということだったんですが、今回、河川管理者であります土木部長にお話ししたところ、占用許可という一方的な河川行政が受け身だとなかなか難しいので、一緒にやりましょうと、そうであれば可能性が開けるのではないかとということが一つございます。JRの方も今デスティネーションキャンペーンということで、新たな観光地創造ということもやっておりますから、支社長もだめだということとは言えなかったのではないかなというふうに思っております。ただ、条件としては技術的な条件、あそこ大変厳しい条件ありますので。それから、建設する際は安全面の関係で、JRの場合はJRの関連会社をお願いしなければならないということです。私は例えば白石で今回かけましたつり橋70メートル、1億円かかったんですね。そのお話をしたら、JRさんでは3億円ぐらい、3倍ぐらいかかるんですかと聞いたら、いや、そういうことはない、1.5倍のお金でできるという支社長のお話でございます。ただ、リップサービスで言ったのかもしれませんが、これについては事務的に詰めさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○5番（大坂三男君） 商工会等からも要望が、要求があつたりもしていると思いますし、ぜひ実現を目指すという意味で、全町でこういうものに取り組んでいくために住民と、これも協働ということもあるのかなと思います。今回、船岡城址公園の周辺の振興策ということで質問したんですが、桜まつりというだけを目的にしているわけでございませぬので、やはり住民がこの地域をいろいろな健康づくりとか、あるいは文化活動に一年中を通して利用できるような、そういう城址公園周辺の整備をぜひやるべきではないかなという意味でご質問をしております。

観光協会の廃止の方向ということで、財政再建プランの中で打ち出されております。その受け皿としていろいろ考えられると思うんですが、ただ、その廃止してほしいという町の要望だけではなくて、これをどういう方向で持っていくのかということで、町も支援していかななくてはならないと思うんです。そういうことで、この廃止した、廃止をするかどうかは観光協会の問題ではあると思うんですが、こういう観光のいろいろやっていくグループなり運営なりを担っていく、そういうグループをどういうふうに支援していくか。今後のあり方についてどう考えておりますでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） やはり観光体制といたしまして、現協会をまるっきりなくすというのはちょっと考えにくいのではないかなと。ただ、その体制を見直していく。それは

今年中に方向性を見出していく。しからば受け皿を具体的にどのようにするのも踏まえまして検討していくという状況でございます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○5番（大坂三男君） 住民グループというか、NPOなんかの立ち上げもひとつ考えられるのかなというふうに思いますので、ご検討をお願いしたいと思います。

それから、堤の方、土手の方、やはりいつも問題視されるのがトイレの問題でございます。仮設トイレ何か所か設置しているようでございますが、なかなかやっぱり知らない人が、遠来のお客さまが来てもよくトイレがどこにあるのかわからないと。あっても、やっとたどり着いてもいっぱい人が並んでいるというような状況で、トイレの面で非常に観光客の方に迷惑をかけているということでございますが、川端取水場ですか、あそこが今廃止になりまして、使っていない状態でございますが、あそこの管理はどこで今やっているんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 川端取水場につきましては、現在取水は行っておりません。それで、以前ですと水道事業所の方で管理していたという状況でございます。あその場合は、管理人事務所ということで、地下に送水ポンプがございます。それで、トイレは外側でございますが、今ベニヤでふたをして使えない状況になっております。あとはくみ取り式という状況です。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○5番（大坂三男君） あそこの施設、もう建物は永久に使わないということであると思うんですが、多少あそこを改造なりして立派なトイレをつくるというのも一つの方法かと思うので、これについて検討をお願いしたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 私の方から関係課とは協議したいと思いますが、ただ、あそこのところは河川の占用物件であります。そうしますと、川端取水場の目的廃止になりますと、更地返還というのが大原則になります。ですから、それを再度河川課の方と協議しなければならぬという担当課の条件も出てまいります。ですから、関係課の方と協議しても、やはり相手、県なりそういう相手があるということを一とつご理解して協議をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○5番（大坂三男君） 確かにこういう話になりますと、必ず目的外であるとか、制度が違うからと、あるいは所管が違うからということ、なかなか思うように利活用できないということがあるんですが、さっき町長からも話しあった跨線橋のことにかかわるように、やはりデザインーションキャンペーンもありますし、その辺をうまく、行政もいろいろ今自由度も少しお願いすれば、あるいはこちらの要望も聞いてもらえるかもわかりませんので、できればそういう働きかけも、ぜひ関係部門と協力してお願いしたいなというふうに思います。

それから、駐車場の件に入りますけれども、東側の駐車場ございますね。あそこ花見のシーズンには駐車場として線引きしたりしてちゃんとして使っておりますが、行きますと、車がいっぱいとまっているんです。あそこは多分町有地だと思うんですが、そういうことで、貸し出しをしているのかなというふうに理解しておりますが、どういうこと、状況になっているのかお示してください。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 今、議員さんのお答えは郷土館の前の土地計画街路のことだと思うんですが、それでよろしいのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○5番（大坂三男君） 済みません、私東側と言いましたけれども、西側でございます。あと駐車場の方もまたお尋ねしますけれども、とりあえず西側駐車場です。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 西側といいますと、山の陰という解釈でよろしいですか。

（「はい、そうです」の声あり）それにつきましては、向こうから沿路伝いに上がってもらうように、沿路も整備してございます。それで、向こうに駐車していただいて沿路伝いに上がっていただくという段取りにはなっているんですが、ただ、民有地並びに公有地とのいろいろなものがございまして、あとは出入り関係の問題とかございますので、今、関係課の方と調整しながら、次年度に向けて調整を図りたいという段取りで進めております。ことしもいろいろ反省点ございましたので、その辺も踏まえまして、議員各位のご意見等も賜りながら整備していきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○5番（大坂三男君） あそこは町有地を貸し出ししている場所に車が駐車されているというふ

うに考えてよろしいんですか。そうすると、その貸し出ししている部分と貸していない部分があると思うんですが、車がかなり、大きな車がとまっていたり、かなりもう使わない車かなというようなものがとまっていたりすることがあるんです。車の量も多かったり少なかったりということで、どこまで貸し出ししているのか、その区切りというか、仕切りをあるいはきちっとしていただいた方がいいのかなというふうに思いますので。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 西側の駐車場の件なんですけれども、以前大型バスの駐車場ということで、町の方が以前に取得した土地でございます。面積にしましてのりなんかも大分山と接していますので、約 6,000平米ほど取得したわけなんですけれども、そのうち 300平米ちょっと、その辺は一部の民間の方に貸し出しをしているということで、実際に車が駐車できる面積としては 2,000平米弱ぐらいの面積になっております。実際には、桜まつりのときには白線を引いてとめるようにしているんですけれども、その後、あの周辺の会社なり等の駐車場として使われているということで、何度か町の方にもお話がありまして、企画財政課の方からも利用者に対しましてお話し合いはしているんですけれども、桜まつりが終わると、実際には余り利用されていないということで、こちらが知らないうちに使われているというような状況でございます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○5番（大坂三男君） 貸していない部分にとめられても黙認しているというのが現状だというふうに思ってもいいのかなと思います、実は桜まつりでない時期であっても、私が車を持って行ってあそこにとめようと思うと、果たしてここが町の駐車場なのか、業者さんに貸し出ししている場所なのかわからなくて、ちょっと遠慮してしまうというような場合もあるんで、今言いましたように、何か印なり仕切りなりつけていただいた方ははっきりしていいのかなというふうに思います。

それから、東側です、郷土館の前の駐車場、実は私、今ちょっとある事情であの近辺のアパート住まいしているんですが、毎日散歩にあの辺に行きますと、放置されてたもの、明らかにナンバープレートも外されて、タイヤもペしゃんこになるというようなもの3台ぐらい、そのほかナンバープレートはあるんですが、ずっと同じ場所にとまって、車の中に荷物が詰め込まれたままになっているような車が二、三台、五、六台、多分放置自動車じゃないかなというのが郷土館の前の駐車場にずっとあります。その件認識されておるでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 今ご指摘のとおり、状況を見ますと、約7台程度とめているようです。そのうちの3台につきましてはナンバープレートまで外れているということで、ナンバープレートついていない部分につきましては、先週の金曜日に状況を調査いたしまして、きょう派出所の方へ行って照会している状況でございます。本来であればすぐに撤去したいんですが、プレートのない分についてはちょっと登録ナンバーを再度確認しながら、あとプレートついてあるものについては、ちょっと所有関係を調べた上で、所有者に対して撤去なりをこちらからお願いをしていくということで考えております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○5番（大坂三男君） 郷土館前なんです、町道の両側に車がたかんとまっている、あの件については、前にも同僚議員が駐車料金を取ったらいいのではないかという提案もあつたりした中で、いろいろな事情で今は取れないということなんです、結果的にあそこがそういう放置自動車の、車の捨て場所みたいになると非常によろしくない、やっぱりその都度気がついたら早目、早目に、捨ててあると、またここはいいんだらうなということで捨てるのが人間の習性なので、ぜひそういうことを避けるように、美観上も。せつかくのメインになる場所です、放置自動車対策をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、郷土館の現状についてお伺ひしますが、先ほど言いましたように、毎日のようにあそこの周りを散歩して、いつ見ても郷土館人の出入りがほとんどなくて、非常に寂しい状態なんです。中にいるのは職員さんだけというような状況で困ったものだなというふうに思っております。郷土館の現状について町長、あるいはその現状に限らず、これからどういうふうにしたらあそこがにぎわいのある施設になるのか。今後どういうふうにして対策を立てていくのか、町長のお考えを伺ひたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） ただいま郷土館の利用実績についてのご質問ということでございますので、お答え申し上げます。

平成17年度の郷土館の利用実績、来館していただいた方たちは1万6,255名ということでございます。平成18年度につきましては、幸いなことに1万7,402名と、若干なりに利用者がふえているというのが現状でございます。また、桜期間中に時期を合わせまして開催してございます桜の中の美術祭、またはさくら回廊 in しばたという企画イベントをまつり期間中に合わせまして開催したところですが、こちらにも大勢の皆様がご参加いただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○5番（大坂三男君） 利用実績はさることながら、それは1万人とかいいましても、ある時期に集中しているというのは前からわかっていることなので、それを年中たくさんの方に利用していただくために、これからどういう取り組みをしたいのかということをお聞きしたかったんですが。

○議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） 大変申しわけありません。ご説明が足りませんでした。

今後、郷土館の中の思源閣、また伝承館の中で、それぞれにそういう企画展、またはそういう行事をさらなる事業展開をしていきまして、利用者のご参加をいただくように努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○5番（大坂三男君） 現状では、余り活用されていないというのが大方の見方なんでございます。企画展その他、時々やっておるのわかりますが、もう少し利用頻度を上げていかなければならないというふうに思うんですが、特に、伝承館について創作プラザでございますが、あそこがちょっと利用度、使用回数わかったら教えてください。

○議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） 大変申しわけございません。ただいまIT創作プラザの利用実績の数字はちょっと持っていませんので、あとご報告したいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○5番（大坂三男君） 教育長にお伺いします。

先日、宮城県の県立図書館だと思うんですが、そこからあそこを仮の図書館というか、暫定的な図書館にするに当たって、どんなものかということで視察に、調べに来ていただいたと思いますが、その趣旨と調査結果おわかりになりましたら教えてください。

○議長（伊藤一男君） 趣旨が違うので。

○5番（大坂三男君） 城址公園の周辺の整備振興ということで、郷土館も含めて検討していただきたいということで、ちょっと郷土館の利用についてお伺いしたいんですが、どうでしょう。

○議長（伊藤一男君） 暫時休憩します。

午後3時07分 休憩

午後3時08分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） ただいまの郷土館についての取り組みということで、ご質問かと思えます。これは郷土館の設置条例にございます目的に沿った郷土館の利用を進めるということで取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○5番（大坂三男君） 先ほどの創作プラザをオープンするときに、目的外使用ではなかったのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） その創作プラザの内容の目的外使用かどうかということにつきましては、大変申しわけないんですが、今その当時の、基本的には違うというふうに考えているところですが、それはちょっとご説明する資料を今取り寄せたいと思います。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。

○5番（大坂三男君） それは後ほどいただけるんですか、ご回答は。

○議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） その手続の書類が、大変申しわけないです、手元にございませんで、それを説明するのに明確な回答を申し上げたいと思いますので、後ほどということにさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○5番（大坂三男君） 要するに、あの辺の周辺整備ということの中に、やっぱり図書館も一つの文化活動の中に取り入れていくべきではないかなという意味で申し上げているんですが、その場合に、郷土館のもともとの起債を起こすときに目的があって、その目的以外には一切使えないということになると、いろいろまた問題があるのかなという趣旨で、例えば創作プラザであるとか図書館であるとか、いろいろ使い方が、今後考えていく上で、そういう郷土館のあり方についていろいろ考えていただきたいなという趣旨でございます。

次に、仙南地域広域行政事務組合の施設の問題についてお伺いしますが、先ほど12施設あると、そのうち柴田町に関連するものが5施設あるというご回答がありました。その中で、一部耐用年数等について説明がありましたが、済みませんが、ほかの柴田町に関係あるものだけではなくて、12施設できればすべてについて耐用年数についてお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 各施設の資料等について、今持ち合わせておりませんので、後でお示ししたいということでご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○5番（大坂三男君） 今回のクリーンセンター、ごみの焼却施設についても、いついつまでしか使えないから、それ以降は連携して新しいものをつくらなくてはならないというようなことになったわけですが、先ほど聞きますと、最終処分場はあと数年とか、あと葬祭場はもうつくって40年とか、いろいろ実態は非常に厳しいものがあるのかなというふうに思います。それで、5施設に限らず関連してくるいろいろな施設、間近になってまたやらなくてはならない、こんなにお金かかりますというような話その都度、その都度出てくるのでは、その場しのぎといいますか、そういうことでは困りますので、そういう意味で、施設整備について方針が不明確なのが問題かなというふうに思います。町長、いかがなものでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 広域行政で柴田町がかかわっている分、先ほど説明をいたしました（仮称）仙南クリーンセンター、柴田斎苑、柴田衛生センター、仙南リサイクルセンター、仙南最終処分場の施設と、これは柴田町が負担金を納めているものでございます。その他の衛生センター、例えば角田衛生センターとか、それからほかのし尿処理場、これについては、柴田町の負担金は納めておりませんので、柴田町として頭に入れなければならないのは、今申し上げた施設で限定されていいのではないかと。本来であれば、衛生センターも2市7町ですべて経営統合ができればいいんですが、なかなかそうもいきません。また、斎苑も、これも角田、丸森でもう新しくできております。これに統合できればいいんですが、この斎苑の特殊事情もございまして、なかなか統合ができていないと。2市7町でやっているんですが、大枠ではやっているんですが、ここにはまた一部事務組合のような小さな細分化で負担金を払い合っているということでございます。

ですから、柴田町はほかの方の施設は考える必要がないのではないかなというふうに思っております。全体でやるのはやはりクリーンセンターかなと。衛生センターは一つにまとめるとするのはなかなか難しいのではないかと、し尿処理場ですね、それは成田にありますけれども、あそこに2市7町のをすべてまとめるかというのは、まだちょっと検討はしていないというところがございます。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） さっきの耐用年数はわからないんですけども、供用開始年月日ということでもよろしいですか。それでは、12施設のうち、柴田町関連の5カ所ということで、供用開始年度ということでお話しさせていただきます。

一つは、柴田斎苑、村田町にあります柴田斎苑が昭和42年4月供用開始ということで、40年1カ月たっております。それから大河原衛生センターでございますが、大河原町にあります物件ですが、平成8年12月供用開始で10年5カ月経過しております。それから町内の成田にあります柴田衛生センターでございますが、昭和60年10月供用開始で21年7カ月という経過年数でございます。それから蔵王町にあります仙南リサイクルセンターでございますが、平成2年3月供用開始で17年2カ月経過しているということでございます。最後になりますが、白石にあります仙南最終処分場でございますが、平成10年1月供用開始で9年4カ月経過でございます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○5番（大坂三男君） 供用開始時期はわかるけれども、いつまで使えるのかがわからないとか、そういうような状況が現実でございますね。そういう意味で、やはり広域的な施設、あるいは事業について、これからは計画を明確にして、連携してきちっとやっていくというような方向でお願いしたいなというふうに思います。そういう意味で、これからは合併について私申し上げましたけれども、道州制の導入、先ほど12時のニュースでもやっていたけれども、それから広域行政の強化、そういうのが大変必要になってまいります。そういう意味で、これからは目指すべき合併、私なりに考えたところは2市7町の合併以外にはないのではないかというふうに思います。その間に小規模な合併であるとか、段階的な合併とか、いろいろ考え方はあるとは思いますが、それはこの段階に至って無意味でむだな努力であるというふうに私は思います。町長、将来2市7町の合併が必要になるときが来るというふうにおっしゃったことがあると思うんですが、この件どう思われますか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 今、一応市町村合併の流れがひとつ一段落して、国、それから自民党の方では道州制への移行ということでございます。この道州制の移行というのは、これまでの仕組みを全く変えると、国の政府に対して地方政府という自立した広域行政をつくるという、これまでにないような仕組みでございます。これであれば、国は全国的には統一する防衛とか司法、それから通貨の統一と、そちらの方にすべて勢力を注いでいただいて、あとの地方の地域振興とか福祉、医療、文化、教育、それらが広域の中の道州制ということで抜本的に変わると。道州制が導入されれば、当然自治体の役割分担も今までのように、ただ広域的に合併すれ

ばいいということとは全く違う姿が想定されます。

それが10年以内のうちに自民党でやるということでございます。政権与党がやるということでございますので、その流れの方向でいくのは当然かなということであれば、私としては機能合併、2段階機能合併、先ほど申し上げましたけれども、機能は2市7町で随時強化をして、その後にやった方が2段階合併論よりもむだが少ないと済むのではないかと。ほかの広域行政を見ると惨憺たるものでございます。合併して赤字再建団体になるという表現が出てくること自体が1年前は想定されておりました。しかし、現実には石巻と大崎ですか、それはそういう状態であるという、これは首長の話でございますので、なかなか現実はそううまくいかないんだなというふうに思っております。2市7町の方向性で進ませていただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○5番（大坂三男君） 新税構想についてお伺いをしますが、私がこの情報を知ったのは、あるほかの自治体の徴税の担当者から、今こういう話があるので柴田町の方ではどうなっていますかという話を聞かれたんですが、全然私はその時点ではわからなかったんで、いろいろ調べたらかなり、9月にはもう県議会を通したいみたいな話になっていたということなので、非常に驚いたわけでございます。ずっとことしの初めころから新聞なんか見ますと、秋田県の子育て新税の話が毎日のように新聞に載ってまして、アンケートをとったり、いろいろ意向調査をしたりということで、非常に論議が尽くされているような感じでした。それに比較して、宮城県では9月には実施したいというものが、全然県民に知らされない中で進んでいるということで、情報公開上問題があるのではないかなというふうに思います。かつて宮城県は、最近までは情報公開では先進県であるというふうになっておりましたけれども、この件に関しては全然先進県ではないなというふうに思います。ぜひこういう情報が入ったら、県の情報であっても我々市町村の自治体の議員の耳にも入るように、情報として知らせてもらえないかなと思うんですが、そういう制度的に議会に情報を出すということについてどのように考えられますか。

○議長（伊藤一男君） 税務課長。

○税務課長（小林 功君） 県の方では、平成18年5月に宮城県税制研究会、これは総務部長が委員長となりまして、それから税務課長とか、あと総務課長という構成、プラス大学教授があのメンバーになって開催しております。第1回目が8月、第2回目が12月、第3回目が3月と、その間5回のワーキングを開催しまして、それから一般県民の方から意見の募集を12月27日から1月31日までやっております。その間、1月15日に町村会の方に来たと。それまでは市

町村の方ではわからなかったということでございます。ただし、県の方ではホームページを利用して、そのように公開して意見の募集をしていたということなんですが、その辺はこれから我々もいろいろな県の税務課長会議とか、仙南の税務課長会議、そちら等での情報の早期収集に努めまして、機会があれば総務常任委員会、あと議会等に逐次報告していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○5番（大坂三男君） もしこれが採用された場合に、どういう形で我々町民は徴税されるのか、具体的に具体像がわかれば教えてください。

○議長（伊藤一男君） 税務課長。

○税務課長（小林 功君） 我々県民にかかわるものにつきましては、さっき二つの税と一つの優遇税制というふうになってはいますが、我々直接かかわりを持つのが県民税の均等割でございます。我々県民税均等割が1,000円納めていますが、これに300円プラスするか500円プラスするか、それらの案で今検討されているという内容でございます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○5番（大坂三男君） 当然形的には住民税が上がるというふうになると思うんですが、その場合に、やはり徴税面での影響をどのように考えておられますか。給与所得者は当然給料から差し引かれるということだと思んですが、それ以外のどうしても高齢者、収入の少ない方からは住民税が直接賦課されると思うんですが、その場合に重税感というのをやはり感じると思うので、徴税面で非常にまた影響が出てくるのではないかなというふうに思います。対策は何か考えておられますでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 税務課長。

○税務課長（小林 功君） この税につきましては、まだ具体的には、今のところは県民税の方の均等割に賦課するというふうにはなっているんですが、賦課する場合に、ある一定以上の所得のある方を対象にするように配慮する必要があるんでないかということも案として出ておりますので、そういう低所得者の方につきましては、この均等割に賦課しないということもこれから検討されると思います。

○議長（伊藤一男君） 残り時間が1分49秒でございます。

○5番（大坂三男君） 徴税方法はともかくとして、とにかく新税に対しては反対であるというような意思表示をぜひ町としても声を上げていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 先ほど質問の中で答弁があります。生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） 大変申しわけございません。先ほどご質問の中でまだお答えしなかつたものがございます。と申しますのは、IT創作プラザにつきましては、郷土館、伝承館の中での目的外使用にならないのかということのご質問でございます。

これは結果から申し上げますとなりません。と申しますのは、当時、これを建設するに当たっての、前の国土庁の補助メニューなんですけれども、その中で、名称をその部屋の施設の名称を伝承室ということでおったものを、自然と歴史と文化等にかかわる情報をビデオ、スライド等で使用してわかりやすく学習できる部屋というふうな位置づけでの事業で設置したものでございまして、名称を変更してIT創作プラザというふうにしたものでございますので、目的外の使用ではないということで回答させていただきます。

○議長（伊藤一男君） これにて、5番大坂三男君の一般質問を終結いたします。

次に、17番杉本五郎君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔17番 杉本五郎君 登壇〕

○17番（杉本五郎君） 17番杉本五郎です。

1問だけお尋ねをいたします。

基本条例は財政危機の特効薬か。

昨年11月24日の河北新報によれば、滝口町長は、同年8月27日に開かれた住民自治基本条例をつくる会スタートフォーラムで、「町の財政危機を乗り切るにはこれしかない」として、基本条例の制定を熱く訴えたと報じられています。そして、その根拠を会津坂下町の「まちづくり基本条例」に求めているとのことでした。

私は、この記事を読み、財政危機を乗り切る特効薬があったことに驚きながら、これで柴田町も起死回生が図られるものと安堵の胸をなでおろしながらも、ならばなぜ財政再建プランのトップにこの基本条例を持ってこなかったのかと不思議でなりませんでした。

特に、今回の議会では、柴田町始まって以来、初の試みとして議会報告会を開催しましたが、そこでも基本条例に対する議会の対応についての質問が多く出されました。そこで次のとおりお尋ねいたします。

1) 議会では、これまでも一般質問や予算・決算審査時の総括質疑などで、住民自治基本条例について何度か取り上げられてきましたが、町長は、この基本条例が「これしかない」と言うほどの特効薬であることについて議会に報告説明されたのかどうかお伺いいたします。

2) 町長は、この住民自治基本条例が柴田町の財政危機を救う唯一の氏神様だと心底信じて

いるのであれば、私は一刻を争って条例を制定すべきであり、そのためには、まず何よりも先に条例の議決権を専権的に持つ議会に説明し、理解を求め、それこそ行政と議会が協働していくべきものと思いますが、いかがでしょうか。

3) また、河北新報によれば、この妙薬の靈驗あらたかなことについては、既に会津坂下町で実証済みだとしていますが、この会津坂下町の条例も、あるいはしばしば例に出されるニセコ町の条例も「まちづくり基本条例」であり、町長の目指す住民自治基本条例とはいささか趣が違うように思われますが、いかがでしょうか。

4) 本年3月30日発行の柴田町のチャレンジ「住民自治基本条例づくり」によれば、「この条例づくりの過程は、住民、行政、議会などの役割やお互いの関係を見直しつつ整理していく作業であり、住民と行政、議会が議論し合いながら形づくっていくもの」と言っております。史上初の議会報告会の中でも、この条例づくりに議会はどう対応するのかとの質問が出されました。町長はこのことについてどうお考えかお尋ねいたします。

5) 私は、町長はこれまで「住民自治基本条例は、住民が自発的に自由闊達に議論する中から方向を探し出す、いわゆる『住民手づくりの条例』だ」と言ってきたように思われます。このことと「住民と行政、議会が議論し合って形づくっていくもの」ということの整合性についてお伺いいたします。

6) 最後に町長はこの条例を来年4月に施行したいとお考えをお持ちのようですが、どのような作業の進行状況なのかお尋ねをして質問を終わります。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 杉本五郎議員の基本条例は財政危機の特効薬かという点で、5点ほどございました。

まず、第1点目、基本条例がこれしかないというほどの特効薬であることについて、議会に報告、説明されたのかという点でございます。

昨年8月のスタートフォーラムでの私の発言の趣旨は、これまでのリストラ型や節約型の行財政改革ではおのずと限界があり、あれかこれか政策の選択までいかないと抜本的な行財政改革にはならないし、また、地域の問題解決に住民が参加する住民自治の参加の仕組みが必要であり、住民の意識を変えないと財政危機は乗り越えられない。そこで、まちづくりの目標・理念を共有するルールや仕組みをつくり、それをきっかけに住民の意識を変え、住民の参加と協働のもとに、行政と住民が役割を分担していくことが大切であると。そうしないと、お金は幾

らあっても足りない、根本的な財政再建にはならないという私の発言した内容を報道機関がこれしかないと表現し、かなりインパクトのある記事になったようでございます。

条例制定と財政再建には関連性は大きいにありますものの、唯一即効性のある特効薬ということではなくて、まちづくりの主体は住民自治を基本にした住民であることを明確にし、まちづくりを協働で実践することによって、健全な行財政運営が可能になると発言したものでございます。

これまでも議会には施政方針、一般質問や町政報告、議員全員協議会、会派別説明会で、なぜ条例が必要なのかについてご説明をしたと思っておりますが、さらに丁寧に説明をさせていただきたいというふうに思います。

2点目、町長はこの住民自治基本条例が柴田町の財政危機を救う唯一の氏神様だと心の底から信じているのであれば云々でございます。

柴田町が財政危機に陥った要因としては、三位一体改革に伴う交付税の削減や身の丈以上の事業の展開、住民からのあらゆるニーズにこたえ、サービスを提供したことなどの要因の積み重ねによって生じており、これらの要因を解決しないと、本当の意味で財政危機からの脱却は困難だと思っております。柴田町が財政の危機から脱却するためには、国が進めている税財源移譲としてのふるさと納税や、財政健全化計画、新型地方交付税の導入等、国の制度改革の影響があり、住民自治基本条例だけでは解決できることではないことはおわかりいただけると思います。

住民自治基本条例は、柴田町の今後のまちづくりの目標・理念・責務などのルールや仕組みを明確にし、継続的に自立した自治体経営をしていくため、これまで以上に住民参加や地域の力が発揮できる仕組み、情報の共有、協働の仕組みをまとめようとするものでございます。条例づくりのプロセスそのものが住民参加、協働のまちづくりへの理解を深めるものと考えております。

条例の制定の動きによって、柴田町の体質、構造を変え、多様なまちづくりの担い手が自立連携したまちづくりが行われるようになれば、地域の独自性を発揮した、健全で持続性のある行財政運営につながるものと考えております。

住民自治基本条例は、最終的には議会の議決をいただくものでございますが、つくる会の素案をもとに、条例原案を立案する際には、住民、行政、議会の皆様と話し合っつくっていくことができれば一番よいと考えております。

3点目、会津坂下町の条例も、あるいはしばしば例に出されるニセコ町の条例もまちづくり

条例であり、町長の目指す住民自治基本条例とはいささか違うように思われますという点でございますが、現在、素案はつくる会で策定中ですが、先進地の事例から見ますと、住民自治基本条例に基本的に盛り込まれている項目としては、理念、市民の権利、責務、実現の制度、仕組み、行政、議会の組織運営活動に関する基本的事項、最高機関が基本となっており、柴田町もこれを踏まえた形で策定されることになると考えております。会津坂下町もニセコ町の条例も名称はまちづくり基本条例となっていますが、まちづくりの主体は住民であることを明確にし、住民の意見を積極的に取り入れ、行政を運営していこうとする本旨は同じでございます。

4点目、住民自治基本条例づくりに議会はどう対応するのかという質問が出されました。町長はこのことについてどう考えているのかという点でございます。

現在、住民自治基本条例をつくる会では、3部会に分かれ、週に1回集まり、それぞれのテーマについて検討しております。7月下旬にその条例の骨子案ができ上がる予定でございます。その際、町民フォーラムを開催し、町民の皆様と意見交換を行い、よりよい骨子案づくりを目指しているようでございます。8月以降は、骨子案をたたき台に町民フォーラム等を開催し、町民の皆様と意見交換を重ね、よりよい条例素案にしたものを、ことしの12月に町長に提出されるとのことであります。12月以降、町長は受け取った素案をもとに、法務審査を行い、条例原案として住民や議会にそれぞれ説明を行います。その際には、議会におかれましても、調査委員会を設置していただいて、条例原案の段階で検討いただければと考えております。

最終的には策定のプロセスを大切にしながら、地域に新たな自治意識を育てるとともに、まちづくりを意欲的に担う人材を育てるためにも、住民、行政が相互に理解を深め、議会の皆さんへ納得できる形で条例案を提案していきたいと考えております。

5点目、住民自治基本条例は、住民が自発的に自由闊達に議論する中から方向性を探し出す住民手づくりの条例と、住民、行政、議会が議論し合って形づくっていくものということの整合性ということでございます。

平成17年3月定例会の杉本議員の一般質問に対し、住民自治基本条例の素案策定の組織をつくる際には、住民の方々、議会の方々、企業の方々と一緒に肩書を外し、自由に意見交換をする、対等な関係で議論をしていくことが望ましいとお話しをさせていただきました。ご指摘のありました住民手づくりの条例の住民とは、ただいまお話しいたしました肩書を外して公募により参加いただいた方という意味での住民であり、つくる会から提案された素案については最大限に意見を尊重しながらも、つくる会、議会、行政がそれぞれの立場で協議や議論を行える環境を整え、整合性を図ることが大切であると考えております。

こうした住民が主体となった政策づくりについて、国では2003年に公共事業の構想段階における住民参加手続にかわるガイドラインを策定し、構想段階からの住民参加の環境配慮が行われており、現在も戦略的環境アセスメント、SEAと申しますか、導入を視野に入れた公共事業の構想段階における新たなガイドラインの検討に入っており、国でも構想の段階から住民が参加するシステムを模索する流れとなっております。

行政は、住民の力を引き出す努力をすることで地域の自治力が高まっていくと思います。つくる会といった住民自身の手による策定される条例素案が、多くの住民や議会の意見を取り入れ、幅広い住民参加を得た中で策定していかなければならないのは当然だと思っております。

6点目、条例の作業の進捗状況でございます。

条例をつくる会は、昨年10月28日に発足し、基礎学習を重ねながら共通理解を深めるため、全体会を7回実施してきました。2月23日、つくる会が3部会に分かれ、それぞれのテーマを持ち、おおよそ週1回の割合でこれまで8回前後活動し、5月28日、部会活動中間報告会を実施したところでございます。

各部会から報告された内容につきましては、地域コミュニティ構築と活性化をテーマとしている地域コミュニティ部会では、人材育成、住民の意識を育てる、地域を支える団体、組織、そのネットワーク等の個別テーマの一つ一つについて、現状と課題の把握や目指すべき姿、必要な手だてや方法を住民、地域、行政それぞれの視点から検討を進めた報告でございました。

第2点の地域の特色、資源を活用したまちづくりをテーマとしているさくら部会は、まちづくりワークショップでまとめた資料の町のいいところ、好きなところを参考に、人、自然、資源、特色、経済、産業等の分野に絞り込んだ個別テーマを設定し、まちづくりを進める上で問題となっている点を整理し、必要に応じて町職員や市民活動団体の方々からお話を聞いたり、今意見交換をしながら進めております。

三つ目の部会ですが、住民、行政、議会の役割、責務、連携のあり方をテーマにしているアンサンブル部会は、日常生活で感じている住民、行政、議会の現状や課題を出し合い、住民として反省すべき点も確認しながら、原因や解決策を考え、この作業から見えてくる住民、行政、議会の役割、責務、住民の権利、住民と行政、議会が協力してまちづくりをしていくための必要な仕組みを整理しておるようでございます。

今後の流れとしては、4点目でも申し上げましたが、7月下旬にかけて条例骨子案を議会や町民の方々に説明会を実施し、意見交換を行います。その後、骨子案をベースに条例素案をつくり、議会や町民の方々に説明会を実施し、意見交換を行い、12月ごろ町長に提出できるよう

に進めているようでございます。

つくる会から提出される条例素案については、これを尊重しながら、町長が条例原案を作成して、住民や議会へ説明を行うとともに、ご意見をいただきながら、3月議会を目標に条例案の提案を目指して努力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 本日の会議は杉本五郎君の一般質問が終了するまで続けますので、ご了承願います。

杉本五郎君の質問を許します。

○17番（杉本五郎君） これまでもこの議会で、機会あるたびに入れかわり立ちかわり、この問題について町長の考えを聞いてきたんですが、それでもやっぱり、今町長から話を聞きながらもぴんどこないんです。そこで、これから一問一答方式でお尋ねをするんですが、その前にちょっとお断りをしておきたいと思うのは、この質問の中でも書いてありますけれども、今回、議会で初めて議会報告会をやりました。この中で、やっぱり住民自治基本条例について議会はどう思っているのかということが町民の中から出されました。

そして、町で発行した柴田町のチャレンジ、住民自治基本条例づくりの中でも、議員の参加が少ないんでないか、こういう声が出されております。そして、今回、役員ができたということで、役員のコメントも書かれています。このコメントの中で、この町をもっとよくしたい、家族や隣人と仲よく暮らせる町をつくりたい。それから、町民の声が反映される真の住民自治実現のために汗水を流して頑張りたい。こういう役員の方のまちづくりに対する並々ならぬ情熱、そういうものが書かれておりました。

私はこれを読みながら、それだけに町民の人たちは、おれたちがこんなに一生懸命になっているのに何で議会が冷静でいられるのか。冷たい気持ちなんでないのかということが、このチャレンジ、住民自治基本条例づくりの印刷物を読みながら、そういうふうに私は感じたんです。ただ、私は町長とこれまでもいろいろな議員がやりとりをしながら、やっぱりしっくりいかないのがこの辺に原因があるんでないのかなと。私は前の3町合併のときもそうだったんですが、町長は議会でもいろいろ話をされても、住民投票、住民投票、住民の声を聞けばいいんだということで、議会に向かって物を言うよりも、町長はどちらかというと、住民の方に向けて議会の方には背を向けると、こういうことがやっぱり根底に、議員の中の心の中に残っているのかなと。これがやっぱりこの住民自治基本条例についての理解がなかなかすとんと議会側に落ちてこない、そんなことがあるんじゃないか、こんなふうに思います。

つまり、それが町長のこういったいろいろな難しい政策に対してそれを処理していく手法として、やっぱり議会にまず真先に相談しなくてはならないのを、おれは住民の声を聞けばいいんだというそういう手法が一つ議会側に疑念としてあるということと、もう一つは、どうしてもこのチャレンジという報告書を見てもそうなんですが、条例づくりイコールまちづくりという認識に立っているような気がするんです。条例をつくれればまちづくりが可能だ、町長はそうではないとさっきはお話をしたんですが、このチャレンジにはそう書いてあるんです。後でまた具体的にお話をしますけれども、そういうことがやっぱり、この二つが町長が一生懸命答弁しても議員の胸にすんと落ちてこない原因がその辺にあるのかなと、こんなふうに思います。

ただ、私はやっぱり議会の名誉のためにもきちんとおこななくてはならないのは、議会はやっぱり住民、これは当然です。住民の代表だから。当然なんですが、議会は、議員は決してまちづくりについて人後に落ちるようなことはしていない。一生懸命まちづくりに対して汗水流している、このことだけはやっぱり私は申し上げておきたいなと、こういうふうに思います。

そういう意味で、これまでも一般質問とかいろいろところでアイデアも、あるいはいろいろな提言も議会は申し上げてきたのではないのかなと。このことをきちんと私は申し上げておきたいなと。ただ、議会の側でちょっとやっぱり住民との違いがあるのは、今も申し上げたように、1本の条例をつくれればまちづくりができる、そんなことは決してないんじゃないかということが一つは胸にある。

それから、やっぱりこのチャレンジの中にも書いてあるんですが、柴田が変わる、みんなで変える、そういうような簡単なものではないんじゃないかと。今、柴田町の置かれている状況というのは決してそんなものではない。そこが違いが出てきている一つの原因かなと、こんなふうに思います。まちづくりに対する情熱、これは住民自治基本条例づくりに結集している人たちも、それから我々議員も同じように、あるいは議会はそれ以上に情熱を持っているんですが、どういうわけか議会の方の情熱が足りないんでないかと、こんなふうに思われるのはやっぱり今申し上げたようなことかなと、こんなふうに思います。

そこで、そういうような誤解を解くためにも、これから一問一答方式の質問に入るんですが、私は一問一答方式、まず大きく三つに分けてお尋ねをしたいと思うんです。

一つは、やっぱり今も申し上げたんですが、条例づくりが目的ではないんじゃないかということです。決して初めに条例ありきではなくて、やっぱり条例をつくるためには、まず政策がなくてはならないのではないかな。このことを初めにまず一問一答方式でいろいろ詳しくお聞き

をしたいなど。

それから、やっぱりまちづくりと地域づくりということがあるんですが、これは2点目として、私は今、まちづくり、まちづくり、住民参加のまちづくりと言っているのは、これは地域づくりでないのかなと、そういう思いがあるんです。そこで、まちづくりと地域づくり、どう違うのか、あるいは私が理解しているように、地域づくりでいいのかどうか。そうすると、地域づくりでいいんだとすれば、どういうふうにして地域づくりをしていったらいいのか。条例をつくれればいいものではないのではないか、こういうことで、二つ目にはお尋ねをしていきたいと。

それから、三つ目は、今最後にお尋ねをしておるんですが、つくる会というものについてお尋ねをしたいと思います。いろいろ三つに分けてお尋ねをする予定ですが、いろいろやりとりをしているうちに、そっちへ飛び、こっちに飛び、あっちに行ったりこっちに行ったりするかもしれませんが、おおむねこの三つに絞ってお尋ねをしていきたいと思います。

まず最初に、条例つくれれば町ができるというようなことはおかしいのではないかということでお尋ねをしたいんですが、柴田町のチャレンジ、さっきも申し上げておるんですが、このチャレンジではこういうふうに言っています。「地方分権の流れの中で、条例制定の動きが高まり、既に60市区町村以上が制定している。幸い宮城県ではまだ制定しているところがないから、さあ急いで宮城県で一番乗りをしよう」こういう呼びかけをしているんです。これだけを見ても、私はやっぱり条例づくりが目的化しているんでないかと思うんです。やっぱりさっきも申し上げたんですが、条例づくりが目的ではなくて、いい町をつくるためにどうするかというのが先になくてはならない。政策が先になくてはならないのではないか。このチャレンジを見ても、それから、町長がこれまでもやっぱりいろいろなところで話をしたその話の内容からしても、どうもこの条例づくりが目的化している、最初に条例ありきになっているんでないかと思うんですが、その点どうなのか、まずお尋ねをしておきたい。

○議長（伊藤一男君） 答弁、町長。

○町長（滝口 茂君） これまでの条例ということであれば、いろいろ役場の職員がつくって、議会に提案して、議決をするという流れでございました。その条例づくりの中で住民参加ということが叫ばれて、役所と議会だけではなくて、住民を入れるんだという流れがございまして、審議会方式というものが取り入れられてきたのではないかなというふうに思います。その審議会も、最初のうちは団体推薦ということで、内輪という大変なんですけれども、学者の先生方と関連する団体だけで審議会をして、その答申を受けるという形で、住民参加ということをや

ってきたんですが、それでも、それではいけないということで、一部公募制ということがございました。というように、住民の意見を政策に反映させるということが主流でございます。そうした中で、今回のつくる会の人たちは、もう10月に発足して7回も自分たちで考えて勉強して、そして条例づくりに参加しております。4月からは週1回集まっているいろいろな勉強をして、今骨子案もできていない状態ですけれども、勉強すると、それ自体が、やっておりますので、まさに自分たちで活動しているということでございます。

条例づくりが目的ではありませんけれども、条例をつくる中で、住民の意識を変えていく、そうした中で、自分たちも汗をかいて条例づくりに参加すると。こうした自主的な動きというのは、私は一つの政策に位置づけられるものではないかなというふうに考えております。杉本議員おっしゃるように、条例をつくるのが目的ではなくて、条例をつくる過程の、まあ、つくり方も大切ですし、つくった後にこの条例に基づいてまちづくりをしていくんだと。それには参加した人が責任を持ってやるんだと、そういう意識もこの条例をつくることによって育てていきたいと、そういう気持ちでございますので、条例づくりが目的化しているというのは当たらないのではないかなと、私自身は思っておりますが、説明不足ということであれば、これから随時そうでないということを説明していきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○17番（杉本五郎君） 町長は、私、柴田町のチャレンジというのに書かれているのをベースに今お話をしているんです。私が町長の気持ちを勘ぐっている部分もありますよ、勘ぐっている部分もありますが、この文書として出ていることを話しているわけです。ここにきちんとこういうふうに書いてあるんです。だから、私お尋ねをしているんです。

ニセコでもニセコの挑戦ということで本を出しております。このニセコの挑戦の中でも、バスに乗り遅れまいとして表現だけを変えて、中身の同じものを政治的なパフォーマンスの部として使われたんではこれはたまらない、ニセコでそう言っているんです。

この間、これは福島大学の荒木田岳先生というのがおるんですが、この先生もこういうふうに言っているんです。「北海道のあの町でこういうことをやった、大分県のある町で一村一品運動をやった、だからうちでもという猿まね政策や、あるいは政策のつまみ食いだけはやめてほしい」こういうふうに言っているんです。例えばこのチャレンジの中でも、もう既に全国で60市区町村で条例をつくった、一生懸命このことを言っているんです。だから、柴田町もやらなくてはならない。宮城県で一番乗りをしようとしているんです。何をどういう条例をつくるかというよりも、条例つくことに今一生懸命しりたたきをしているような文章になってい

るから私は言っているんです。

私は、この荒木田岳先生がこう言っているんです。「花が咲くには、そういう土壌がその下にある。」その土壌の上に花というものは咲くんだから、例えば蔵王に咲くコマクサ、何ぼきれいだからといって、盗んできて自分の庭に植えたってコマクサは咲きませんよ。よそでこういう政策をやったから、自分でつまみ食いをしたって、その政策は枯れてしまいますよ、こういうことを言っているんだと私は思うんです。

私は、例えばニセコにはニセコの、八戸には八戸の、また、坂下には坂下のやっぱりそういう条例がつくられる土壌というのがあったと思うんです。例えば八戸は私ども行ってきたんですが、八戸は合併をして地域が広大になった、そういう広大になったところで地域力がどんどん、どんどん衰えていってはいけない。その地域力をどう高めていくか、そういうことで、あの八戸の先生などの力をかりながら、八戸では最後はこれ、地域力を高めるために集まって話をしたんだけど、それが住民自治基本条例になっていった。

ニセコはニセコで、これは情報公開条例、住民と行政が情報を共有しよう、そこから始まっているんです。そして、これも大学の教授とか、あるいは行政研究会というのか、そういう人たちの知恵をかりながら、最後は住民自治基本条例になっていく。坂下は坂下で、合併の話もあったようだけれども、もし合併すると公共的な施設に行くには80キロも離れてしまう。雪は深い、高齢者がどんどんふえる。何とか生き延びなければならない、そういうようなことで住民自治基本条例が、あそこはまちづくり条例ですけれども、それができ上がっていった。それぞれの町にそれぞれの土壌があって、それぞれの土壌に合った植物というと悪いんですが、成果としてその町にふさわしい条例というのででき上がっているんです。

私は、どうも柴田町にどういう木を植えるのか、柴田町の土壌はどのような土壌なのか。それにはこういう植物を植えるとこれは育つんだよと、こういうものがなくてはならないのに、そういうのがない。ニセコでもこういうコマクサできた、八戸でもこういうコマクサできた、おらいでも持ってくるか。そんなふうにはしか聞こえないんです。

そこで、町長には、柴田町にはどのような住民自治基本条例という木を植えようとしているのか。その植えた木が育つための柴田町の土壌というのはどうなっているのか、その辺をお尋ねをしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 柴田町、私が当選して以来、これまでの役所が一方的に行政サービスをするということはもうできないと、やっぱり住民との協働でやるということで、いろいろまち

づくり委員会を立ち上げたり、住民との協働事業、補助金等を出してこれまで進めてまいりました。ですから、その柴田町はこれまでの行政と住民との関係が少しずつ私は変わってきているというふうに思っております。そうした中で、この柴田町の協働によるまちづくりを一步も二歩も進めるためには、やっぱり住民参加ということをもっともっと行政の中に入れていかなければならないというふうに主張をしております。

議会の方でも、ほかの議会以上に住民参加ということを一生涯懸命なされて、今回は初めて直接住民から意見を聞くというような場を設けられたところでございます。ですから、これからは住民参加というのは、議会も我々も同じスタンスで私はやっているというふうに思っております。

そうした中で、今回の住民自治基本条例なんですが、そのつくる会の方たちもほかのものをとってきて植えると、私いつも言っているんです。条文をつくるだけだったら職員だけでこれはできます。ほかのをいろいろ集めてきて、そこからいいところをとって、それでは意味がないと。やっぱり条例に魂を入れなければならないということであれば、つくる会の人たちも一から勉強をしていただいて、そして、自分たちの町のよさ、そういうことを調べて、そして、いろいろな勉強をした中で、これからどの方向に町を持っていったらいいのか、勉強しながらやってほしいということでやっておりまして、それにこたえて一生懸命、今、週に1回集まるというのも大変な作業でございます。一生懸命やっております。

ですから、今はほかの条例とかを参考に、先生から説明ありますけれども、その書き移しというようなことは一切しないで、一から今着実に自分たちの町のよさ、伸ばすべきところ、問題点、そういうのを一から積み上げて、新しい条例ができるんじゃないかなというふうに思っております。

ですから、柴田町は協働のまちづくり、住民との協働のまちづくりをさらに進めるためにも条例を制定して、制定した後もその条例のもとにみんなで汗をかいてまちづくりを育てていくと、そういう方向でつくりたいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○17番（杉本五郎君） 町長と私ばかりではなくて、これまでも基本条例について質問した議員の人たちの気持ちからすると、やっぱりどうしても条例をつくるには、私はさっき土壤と言ったんだけど、条例をつくるにはやっぱり必然性というのがなくてはならないんじゃないか。これはニセコでは目指すべき方向性と言っています。さっき町長は大坂さんの質問で、合併の問題で理念のない合併はだめだとかと話をされたんだけど、やっぱり私は政治という

のは理念がなくてはならないと思うんです。条例をつくるだって同じだと思うのね。それを何のために、どういう町を目指すのかというのは、これは理念でしょう。それはリーダーである町長がやっぱり一番きちんと持たなくてはならない問題だと思うんです。

ところが、さっきの合併の問題だって、大坂さんは1市3町はだめだから2市7町だと話をされました。町長もそういう話をしております。ただ、そのこのところだって、今うんと意見の分かれるところだと思うんです。2市7町というのは、大坂議員は2市7町と言ったけれども、これは少数派だと思います、今のところ柴田町では。むしろ数からいけば、1市3町の方が数としては多いのではないかと思う。もっと多いのはもう合併なんかこりごりだという方が私は多いと思うんです。そういうふうに、将来柴田町をどうしていくのか、その方向性についてまだみんなで合意形成が図られていない。町長自身がやっぱりリーダーとして柴田町、2市7町だと言っているながら、腰の引けた2市7町を言っているわけです。私は断じて2市7町を目指しますと言っていないんです。

そういうふうに、住民自治基本条例をつくるんだとすれば、まずリーダーである町長がきちんとした柴田町の方向性というものを示して、私はこういう方向を目指す、そのためにはこういう住民自治基本条例が必要だ、どうだということ、みんなに諮るということが、私は大事だと思うんです。何とんでも、やっぱり行政はいっぱい政策集団を抱えています。その政策集団を抱えているそのリーダーが柴田町の進むべき方向を示さないで、議会でもまだ合意形成なっていません。市町村合併については、議会そのものもまだ合意形成がなっていない。そんな中で、住民に住民手づくりの条例をつくってください、これは少々無理があるんじゃないかと、こんなふうに思うんです。その点について、ちょっと町長にお尋ねをしておきたい。やっぱりリーダーが町の行く末についてきちんと方向性を示すべきだと、こういうことなんですけれども。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） リーダーシップという話なんです、これについては、もう町が3町合併が破綻した段階で、当面は柴田町の自立を推進していくというお話をさせていただきました。ただ、自立をするためには、今の財政状況を考えていかなければならない。そのときに、今までの同じように一方的にただ住民がサービスを要求するようなあれも、これもこの時代では到底対応できない。税金を多くいただかないとやっていけないというお話もきちっと住民に示しております。そうした中で、これからはやっぱり財政再建も含めまして、まちづくりには住民と一緒に役割分担というものをきちっとしなければならない。その中で、今住民自治基本条例

をつくった中で、末端である自治会、町内会の組織強化、その上にコミュニティ段階での地域自治組織、こういうものを形成できないか、少しずつ熟成を図ろうというふうに思っております。

ですから、2市7町の合併という話も2段階合併論という機能合併論ということで回答させていただきました。すぐには難しい、ただ国の方では道州制という動きがあります。そのときに最低限特例市程度というふうに言われておりますので、状況に変化があるだろうというふうには私は予測しております。その予測の中では、広域行政は2市7町で機能分担をして、実際実績を上げております。そういうことで、将来の道州制の導入であれば、2市7町ということは、これまでの国と地方政府との関係をがらっと変えるものですから、県がなくなって道州と今度は基礎自治体の関係もがらっと変わりますので、それは変化の中で随時対応して、誤りのないように船を導いていくのが、私はリーダーではないかなというふうに思っております。

当面の柴田町の都市像というのは、コンパクトシティということでお話しさせていただいて、阿武隈急行までは都市開発をしますよと。ただ、何でもかんでも開発するということは難しいので、これまでの積み残しいろいろございます。それについてまずやっていって、財政が好転したら、きょう話題になっております最後の開発地、その辺も都市基盤も整備してコンパクト

トな町をつくりたいと、そういう都市像もお話をさせていただいておるところでございます。

ですから、柴田の町長の考えとしては都市像も示したし、何に重点を置くかという開発型よりも、どちらかという教育、文化、福祉、子育て支援、そちらのソフト事業の方に手法としてウエートを移していくと、それで町民の理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、将来の関係でございますが、私はこの1市3町か、それから2市7町の方向性かということは昨年の選挙で決着がついているという考えは変えておりません。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○17番（杉本五郎君） 条例というんだけど、条例できると柴田町はバラ色になるかという、そうはならないんです。例えばニセコで条例をつくったんです。条例をつくってどうなったかといったら、さっぱり何も変わらなかった。なぜなら条例で決めたことは、大概これまで総合計画やそのほかの条例・規則で慣習化されていたものだったから。ただ、変わったのは全国から視察者が来て仕事ができなくなっただけです。こういう話をしているんです。

福島大学の松野光伸先生と、それから第2次中央議会活性化研究会をリードした佐藤 竺先生がこう言っているんです。余り条例、条例と条例とか規則に頼るのはどんなものなのかな。

「法は法なきを期す」。法規万能主義では人間の気持ちはわからないよと言っているんです。それから、これは佐藤先生かな、「法典を閉じて心を開く」何でもかんでも法にこういうふうにかかれていて、規則にこうだ、条例にこうだとばかり言っていると、どうしてもしゃくし定規になって官僚主義に陥ってしまう。それから、やっぱり温かみのある行政というのは、この法典を閉じて心を開くことによって、初めて人の心に通じる行政というのができるんでないか。

これは佐藤先生と福島大学の松野光伸先生が言っているんです。このことは、やっぱりこれから行政が目指すのは官僚政治ではだめだということなんです。行政に民間の手法を取り入れよう、こういうときに条例だ、条例だ、規則だ、法治だとばかり言っておったんでは、これは官僚主義に陥る、時代に逆行することではないのか。むしろ今はできるだけ規則、条例をなくした方が、その方がかえって住民と心の通じる行政になっていくんでないか、こんなふうなことを言っているんです。

町長もそうだけれども、あのチャレンジというのにも書いてあるんですが、全国で条例をつくったのが60ぐらいあると言っています。それでは、その60以外の1,700幾らの自治体はまちづくりできてないのかな、こういうことではないと思うんです。60の条例をつくった自治体でもニセコのように仕事ができなくなっただけだと、変わったのは。ところが、逆に今私も、去年も申し上げたんですが、広島県の小野市とか、奈良県の広陵町、条例はありません。ありませんが、視察に行った我々が目を見張るようなやっぱりまちづくりをしているんです。まちづくりというのは条例ができたからやるのではないと思うんです。

条例というのはかえってニセコのように何も変わる、大体今までやってきたことを決めるだけの話じゃないか。それよりも、やっぱりもっともっとまちづくりについて情熱を燃やした方がプラスになるんでないかと、こういうふうなことを言っておるんですが、法は法なきを期すとか、法典を閉じて心を開けとかということと、私は条例、条例と言っているのは、これは官僚主義に通じる、官僚の醸成に通じる、時代に逆行すると、こういうふう思うんですが、その点についてお尋ねをしたい。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 条例でもいろいろなことがございます。条例をなぜつくるかということになりますと、意外と地域の住民に権利を制限したり、付加をしたりする場合条例というものが制定される場合がございます。今回の住民自治基本条例は、住民の権利制限ということではなくて、一緒に町をつくらうということを決めるものでございます。確かにいろいろな縦割りで住民参加というものが行われております。やらなければならないということでございます。

そうした中で、基本理念で住民の参加というところを条例案文にあったときに、これは住民に対して何ら官僚主義でも何でもないと私は思うんです。住民参加、住民への説明責任、それから住民と協働によるまちづくりをやると、これは何ら官僚主義に私は結びつくものではなくて、こういう制定をすることによって、柴田町は首長がかわっても基本的にはこの流れでまちづくりをするんだと、いい町をつくるためにこういう基本理念というものを定めていくということでございます。

ですから、官僚主義に陥って事細かに条例体系を決めると、規則を決めるということではなくて、基本的な事項、参加のルールの仕組み、お互いに共通認識しているところを明文化するということでございます。その明文化した中で一緒にまちづくりに汗を流すための手段ということに理解をしていただけるように町民にやっていかないと、杉本議員おっしゃるように、ただつくって終わりと、あと視察ばかり来ると、それでは何ら意味ないと、我々はそういうことを目的としているのではなくて、やっぱりみんなで汗をかいて町をつくらないといけない時代ではないかというふうに思っております。ですから、これまでの住民の権利とか、そういうのを制限するための官僚主義に陥るといことは想定はしなくていいのではないかなというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○17番（杉本五郎君） 私は条例はすべて悪いと言っているのではないんです。ただ、条例、条例と、今回の場合、まちづくり基本条例をつくらないとだめだ、つくらないとだめだと言っているから、それは違うんでないかということで申し上げているんです。決して条例は全部なくせと言っているのではないんです。住民の権利とか義務に関するものについては、これは法令で決めなくてはならないことになっていますから、すべてだめだとは言っているんでなくて、まちづくりという、まちづくりをするために基本条例をつくるんだというようなことを言っているんですか、そのまちづくりなんていうのは、基本条例がなくたって 1,700以上の自治体は立派に条例なくともまちづくりしているんです。むしろ基本条例をつくったニセコでは迷惑になっているんですよということを申し上げているんであって、そういうことからすると、条例万能主義というか、条例依存症、そういうふうになってはだめでないかと、こういうことを申し上げているんです。

次に、地域づくりということでお尋ねをしたいんですが、これも大体、今、町長も話をされたんですが、住民が主役のまちづくりとか、あるいは住民参加、協働のまちづくり、ただ、これも、今回柴田町で講演会に呼んだ高崎大学の櫻井先生、私はこの講演会には行かなかったん

ですが、概要が私のところに届きました。読ませてもらいました。この先生もまちづくりとか協働のまちづくりなんて今どき言わないところはどこもないと言っているんです。どこでもやっぱり1,800の自治体みんなまちづくり、まちづくりと言っていると。言っているんだけど、ただまちづくり、住民参加、住民主役、そういう響きのいい言葉に酔っぱらってしまって、中身がどうなのか全然わかってないんでないのか、それではだめですよということを、この間槻木の文化センターで言われたはずだと思うんです。

この先生は、協働と簡単に言うけれども、住民と協働と簡単に言うけれども、そう簡単なものではない。私は今でも寝ても覚めても毎日、毎日協働とは何か、それを考え続けているくらいだ。ですから、協働と簡単に言うけれども、そう生易しいものではないんだということを言っているんです。

例えば柴田町でも協働とか、あるいは住民参加のまちづくり、これはもう20年も前から言っているんです。昭和63年、1988年、しばた21新長期総合計画、ここでコミュニティの活動の推進とか、住民自治の推進、ここで初めてうたっているんです。その前に柴田町の長期総合計画というのがあはずなんです。これ昭和55年なんです、私の手元にはないんです。ですから、この昭和55年の柴田町長期総合計画に住民自治とかそういうことが書かれているかどうかわかりませんが、私の手元にある昭和63年からのものにはそれが載っているんです。

そして、その後、平成9年の行財政改革大綱とか実施計画、それから新しばた21、今の町長になってからでも財政健全化推進計画、集中改革プラン、みんな住民がやれるものは住民がやれるもの、行政がやるものは行政がやれるもの、行政と住民が協働してやるものは、そういうふうにえり分けてこれからの行政というのはしなくてならない。もう20年前から言っているんです。だから、この櫻井先生が言っているように、みんな軽く住民参加、住民自治、協働のまちづくり、軽く言っている。中身がない。中身がないから何ぼ言っても20年間念仏のように唱えても実態がない。さっぱり行政は変わっていない、こういうことになっているんじゃないか、こんなふうに思うんです。

私は、今回、議会で住民懇談会というのか、議会報告会をやって、そして、そこでもいろいろ話を聞きましたが、やっぱり住民自治とか、あるいは協働のまちづくりといった場合に、住民、どういう人たちがまちづくりの主体になるのか、それをきちんとしなくてはならないと思うんです。協働のまちづくりといった場合、これは櫻井先生も言っている。協働とは何だということを言っているんだけど、協働のまちづくりと言う以上は、協働のパートナーがだれなのかということもきちんとさせなくてはいけないんじゃないかと思うんです。私は、これは

八戸の先生なんです、八戸の先生は、協働のまちづくりと言った場合は、これは地域づくりでないかと言っているんです。そうすると、地域づくりのパートナーというのは、柴田町で言う行政区のような地域でないか。その行政区のような地域が八戸でもそうなんです、柴田町でもどんどん、どんどん協働のパートナーとしてまちづくりするような力がなくなっている。

柴田町のまちづくり委員会だったと思うんですが、行政区の問題点をいろいろアンケートで聞きましたですね、その中にも出ています。一番出ているのはやっぱり後継者、一たん町内会の役員を引き受けると死ぬまでやらなくてはならなくなっている。これは八戸でも同じなんです。八戸でもそういうふうにかかれてたんです。それから、若い人たちはたまにいるんだけど、今度は若い人たちは仕事に一生懸命、あるいはたまの日曜は家庭サービスで一生懸命で、とても町内会の仕事をするようなことにはならない。結局一たん引き受けたじいちゃん、ばあちゃんたちがずっと死ぬまでやらなくてはならなくなっている。じいちゃん、ばあちゃんが今度は町内会の仕事をやっているから、若い人たちは、逆に悪循環だと思うんですが、若い人たちが今度は入りづらくなってくる。

例えば今度の柴田町の行政区の中でも出されたんですが、これは何区だったか、老人会に入る人がいなくなってくる。老人会も同じなんです。老人会の役員を引き受けるとずっと、あんたやれと、10年も20年も老人会の役員をやらせられるから。そうすると、老人会執行部というのはもう90、80の人たちがやっているわけです。そうすると、60代の人たちが老人会に入っていない。老人会に入る人がいなくて困っている、こういう話が出されておるんです。

ですから、私は町長に、今大事なものは条例づくりも大事だかもしれないけれども、それは条例づくりは、後から果実としてついてくるものであって、今耕さなくてはならない畑というのは、そういう地域、行政区を活性化させる。これはいつだったか小丸さんも一般質問されたと思うんですが、町内会、行政区、そこを耕して、そこに肥料をやって力をつけないと、協働のまちづくりの協働のパートナーがだめになっていると、こういうふう思うんですが、その点について町長はどういうふう思うかお尋ねをしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） やはりコミュニティの歴史というものがございまして、20年前の農村社会を通じた結とか、講とか、契約会、そういうようなものは力が強い時期がございました。ですけれども、農村の崩壊とともにそちらのコミュニティがだんだん崩れていくということが一つございました。

もう一つは、都会の中でもやっぱり隣の人我関係で、町内会なんていいんだという流れが

ございました。ところが、その地域コミュニティの崩壊によって行政がどんどん、どんどんお金を費やしていかないと解決できない問題がいっぱい出てきて、杉本議員からは怒られますけれども、町内会が崩れる町内会がある一方で、別に新たに町内会が活性化してきている町内会も見えてきております。やっぱり地域の中で我々は将来生活していくんだから、住みよい町内会をつくらなければならないということで動いている町内会もございます。

また違うのは、今までは地域の人たちのエリアの中での活動なんですけど、これからは目的別、櫻井先生からだったと思うんですが、支援型というんですか、志を同じくしている環境問題なら環境問題、福祉なら福祉問題、そういう特定目的の一つのグループをつくって地域づくりに励んでいると。それから、まちづくり団体等ございます。そういういろいろな団体が地域づくり、エリアの団体、目的の団体、それから地域づくりの団体、いろいろな団体が混ざって、そして新たな柴田町のまちづくりをしていく、その方向性の中でまちづくりということも実際やっているわけです。ですから、町内会の活動ももちろん柴田町はやっているし、協働のまちづくりも、やっていないというんならまた別ですよ。私はほかの町よりもやっている。

ですから、一緒にやっても、何ら時期的にこの条例が問題だと町民から言われることはないんじゃないかと。町民のまちづくりを助けるためにきちっとしたルールをつくるという条例でございますので、そこは問題ないんじゃないかなというふうに思っております。まさに、杉本議員おっしゃるように、これからは地域エリアの中での既存の団体の活性化、老人会とか婦人会とか、これまでのやり方ではだめなので、そこに対する指導、先ほど自主防災組織の話もございました。

これについてもなかなかつくる方向性はいいんですが、まだまだ力が足りない。そういうことで地域の力、各町の組織の力を育てていくという、そういう仕事をする上でも、やはり柴田町は住民がこれから主体になって、地域で活動して汗を流して、行政と議会がそれをバックアップしていく、そういうものをきちっと条例に位置づけてやっていくんだと宣言した方がより効果があるんじゃないかなというふうに私は思っているところでございます。

先ほどニセコの話がございました。ニセコが一生懸命、実際視察で困っているかどうかはわかりませんが、ただ地域の中で今回ニセコを参考にさせていただいて、柴田町の独自の仕事と予算ということでつくらせていただきました。ですから、ニセコの状況がどうなったかわかりませんが、その影響は、我々に与えたという効果は大きいんじゃないかと。あれを出したおかげで、町民の方からはわかりやすいということで、あれもニセコをまねしたとはだれも思っていないと思うんです。我々は一生懸命つくって、これからは町の様子すべてわかる範囲内で町

民にお出しして、まず議会にもお出ししてみんなで意見を出し合うと、そういう方向がこれからの柴田町の協働のまちづくりということになるのではないかなというふうには考えております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○17番（杉本五郎君） 町長の耳に届いていない地域の声というのは随分あるなと思うんです。

私もそうなんだけれども、例えば私のところに入ってくる情報というのは、やっぱり私の支持者からの声が多いんです。それ以外の人たちは余り言ってくれないから。電話で無記名で投書なんかくるときはあるけれども、普通はやっぱり情報として私のところに耳に入るのは私の支持者、町長のところもそういうのが多いのかなと思うんです。この間、やっぱり議会で回って歩けば、町長の耳に入らない声も入ってくるんです。

例えば私どもは船岡生涯学習センターというところに行ったんです。昔の東船迫コミュニティセンターなんだけれども、そこに行ったらこういう話が出されたんです。後ろが東船岡小学校、今おれたちが会議をやっているところが船岡生涯学習センター、すぐその前が三名生児童館、同じ地域の中で地域の名前をかぶせた公共施設が三つとも違う、こういう話が出されたんです。町長は、さっき構想の段階から住民の声を聞いていろいろな公共事業をやりますというような話だけれども、こういう問題だって住民が利用する施設だから、名前一つつけるだけで、やっぱり住民の声を聞いてもいいんでないかと私は思うのね。住民の人たちが戸惑ったというんです。船岡生涯学習センターだから、恐らく船岡の昔の公民館でないかと思ってこっちの方に行ったというんです。そうしたらここだということで舞い戻って、地元の人ですけれども、そんな話がありました。

それからもう一つは、これは恐らく年金の 5,000万件と同じだと思うんだけど、今問題になっています、あの 5,000万件納付した証拠がなくなったとか何とかというのが。あれと同じだと思うんですが、通学路の安全のために指定寄附を 3,600万円やったんだけど、これが消えてなくなったというんです。これはやっぱり年金どころではないんじゃないかと思うんです、お金ですから。これはなくなったで済まないんじゃないかと思う。やっぱり地域自治とかまちづくりとかと言う前に、そういった行政に対する不満、不平、そういうものをきちんと受けとめて、それにきちんとこたえてやらないと。あなた方は協働のパートナーですよと言って 3,600万円猫ばばしたのでは、これはだれも一緒に行政とやりましょうなんてならないと思います。

それから、協働のパートナーというのであれば、ここにこういう施設をつくる、どういうネ

ーミングがいいのか。やっぱり地元の人に聞くくらいの気持ちがないといけないのではないか、こんなふう思うんですが、その点ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） これについては、やっぱり私の記憶では前の町長さんのときに基金ということであったんで、あのときに議会と執行部がきちんとして基金化しておくべきだったのではないかなど。それを一般会計に入ってしまったものですから、それが見えなくなっている段階で、なくなった、猫ばばしたわけではございませんで、言葉としてちょっとそういうことでないと、一般会計の中に入っていると。ただし、3,600万円で橋をつくれないと、もっと橋をつくらるとなると、金額がかかって、今その事業をやるべきなのか、ほかの事業をやるべきなのかといったときに、それはおこなっているということでございます。

ですから、一般会計の中に入れてしまったのが、ちょっと確認はしなければならないんですけども、私の中では特別会計、基金の中に3,600万円が目的として基金化されていないという前提でちょっとしゃべらせていただいておりますが、そうであれば、議会に対しても取り崩すときに、ここは3,600万円指定寄附なので崩せないとはっきりしておけば問題はなかったのかなというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○17番（杉本五郎君） 残り時間なくなつたので急いでお話ししますが、最後です。

つくる会、住民自治基本条例をつくる会、これも、私は条例をつくる会というのはどうなのかなというふうな気がするんです。これ誤解を受けますよ、やっぱり。条例をつくる会、おれたち今条例をつくっているんだ、それに参加している人たちはそう思いますよね。条例をおれたちがつくっているんだと、そういうふうになってしまうと思う。これは八戸ではそうは言っていないんです。八戸市協働のまちづくり市民会議、こういうふうになっているんです。その結果、その中で条例もつくっていったんですけども、私もやっぱりこの名前、条例をつくる会というのが何となく引っかかるんです。おれたちの仕事をとられたんでないかと、簡単に言うとならぬ条例というのはおれたちつくるのではなかったかと思うんです。そんな下手な縄張り根性で言っているのではないんですけども、まずそういうことで、誤解を招くおそれがあるなということが一つあります。

それから、このつくる会というのは、ひとつどういう性格のものなのか。町長の附属機関なのか、それから単なる住民のグループ、仲よしグループで集まってやっているのか、その辺ちょっとお尋ねしておきたいと思うんです。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 条例をつくる会、名前の問題がございまして、誤解を受けるということでございます。この条例をつくるということで、最終的に条例を提案するのは町長ということになります、原案をつくるのは。これは間違いない。つくる会の方々にもそのプロセス、条例が議会で制定されるプロセスについては十分ご理解いただいて、自分たちが条例をつくと、素案をつくるという気持ちでおります。ですから、条例自体は町長がきちっとつくって、議会と調整して議会に出すということになっておりますので、自分たちはその原案をつくるという意識で思っておりますので、我々が条例をつくるんだという思いでやっていないで、その前段階での素案づくりにかかわっていきたくて、そういう思いでつくっているというふうに認識しております。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○17番（杉本五郎君） 私、会の性格をちょっとお尋ねをしているんです。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） それでは、私の方からお答え申し上げたいと思います。

附属機関かというふうなことなんですけれども、これは附属機関というふうなことではなくて、要綱に基づいて、実際的には大変誤解があったかと思うんですけれども、目的そのものは（仮称）柴田町住民自治基本条例への素案作成が目的でございます。ですから、あくまでもまだ名称は仮というふうなことでございますので、それだと素案づくりというふうなことで、先ほど町長が申し上げましたとおり、素案ができた段階で町の方で受け取るというふうな流れでございますので、その前の段階というふうなことでございます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○17番（杉本五郎君） さっき町長から週に一遍ぐらいずつみんな集まっている、大変なこれは負担だと思うんです。その人たちに対してどういう取り扱いをしているのか私聞きたいんです。無償だという話もあるんです。だから、それでいいのかという気がするんです。その辺ちょっともう一度お尋ねをしたいと思うんです。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） まるっきり無償でございます。無償で自主活動というふうなことで行っていただいております。その際、大体が夜7時から9時までの間というふうなこと、それから曜日が空けば日曜日等とかがございますが、これらの原因については、あくまでも公募というふうなことで、その公募の条件の中にそのようなことを明記させていただいて募

集をかけまして、それで参加いただいているというふうな内容でございます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○17番（杉本五郎君） 形はどうあれ、実際は町長の諮問機関ではないかと。町長が条例を議会に提案するための素案をつくるんだとすれば、これはやっぱり公的な機関として位置づけるべきではないかということがまず一つあります。

それからもう一つは、これは公募だということで43人と職員6人の49人だということですよ。時間がないから早口になりますが、私はこの人員の構成についてもお尋ねをしたい。例えば八戸なんかでは学識経験者、市民活動経験者、地域活動経験者、公民館関係、事業者、一般質問市民、こういう六つの階層から人を3人ずつ選んで18人でまちづくり協働委員会をつくっているわけです。私はこれは公募だというから、柴田町の場合のこの人的構成どうなっているのかということと、それから地域的に偏りがあるのかどうか、それもお尋ねをしたい。例えば行政区ごとにどうなのかとか、何名なのか。それから行政区が難しいんだとすれば、小学校区単位に、ここの小学校区にはこれくらいの応募者がありましたよとか、そういう人員の散らばり方、その辺をちょっとお尋ねをしたい。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 人員ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、今現在は公募したときには実際的には59名でスタートさせていただきました。今現在は43名、公募の町民の方々が43名というふうなことになっています。加えて、そこの中でなかなか活動に時間も制約されるというふうな考え方から、じゃあ、別な形でサポートしたいというふうなことで、サポーターの方々も一緒に募集をさせていただきました。なかなか時間とれなくて、ただ意見を言いたいというふうなことで、そういった方々が今現在で13名ほど上っております。

そういうふうな人員構成なんですけれども、あと地域的なバランスといいますか、ちょっと地域的なものは資料がちょっと手元にはないんですが、実際年齢構成を言いますと、18歳から80歳ぐらいまでの範囲ということ、それから地域的なバランス、職業といいますと、過去にいろいろな行政経験をお持ちの方もお入りになっていきますし、あとは市民活動をおやりになっている方々、現職でやっている方々もお入りになっていきますし、あと行政区長さんもお入りいただいております。あとそこの中でも学生の方もお入りいただいております。

そういうふうなことで、バランス的には、今ちょっと手元に資料が来たので申しわけございません。今現在、行政区別ですと、12A区から30区、それから槻木ですと13区から28区というふうなことで、おのおの地域的にはバランスがおおむねとれているというふうに思っております。

ます。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 質問を許します。

○17番（杉本五郎君） 時間ないですね。最後ですが、答弁は要らないんだけど、今ちょっと課長の話にちょっとあったんですが、これは住民自治をつくる会ではなくて、素案をつくる会だと今話がありました。私も八戸のことを例にとりながら申し上げたんですが、やっぱりこの名称、これは誤解のあるような名称を省いた方がいいと。そして、町民から共感を得られるように、みんな一生懸命まちづくりについて情熱を持って集まっている以上は、みんなから共感を持たれる、議会からも共鳴されるような組織につくり変えていく必要があるんじゃないか、以上このことを申し上げて、終わります。

○議長（伊藤一男君） これにて、17番杉本五郎君の一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会いたします。

あす午前10時から再開いたします。

ご苦労さんでございました。

午後4時43分 散会
